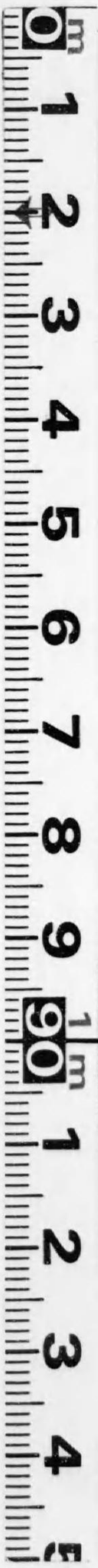


始



軍需商會編纂部著

內務教育參考資料

東京 軍需商會發行



緒言

今や軍隊ノ教育ハ日進月歩以テ其ノ止マル處ヲ知ラス從ツテ其ノ多忙ヲ來スト研究ヲ要スルトハ又明ニシテ殊ニ内務ノ教育ニ於テ然リトス本書ハ著者カ從來隊附間ニ於ケル經驗ニ鑑ミ有ユル内務ノ教育上研究留意スヘキ諸件ヲ網羅シ其ノ參考トスヘキ主眼點ニ就キテ綿密ニ説述シタルモノトス故ニ若シ本書ニシテ多少ナリトモ之レカ當局者諸賢ノ爲メ其ノ參考タルヲ得ハ著者ノ幸ヒトスル處ナリ

大正二年二月

著者識





# 內務教育參考資料

## 目次

第一章	軍隊教育令ニ就テ……………	一
第二章	各兵種ノ特性ニ就テ……………	九
第三章	各部及軍屬ノ性能ニ就テ……………	一七
第四章	陸軍軍人ノ階級ニ就テ……………	一九
第五章	各兵科各部ノ識別ニ就テ……………	二〇
第六章	徵兵ニ就テ……………	二二
第七章	陸軍軍人ノ服役ニ就テ……………	二七
第八章	陸軍召集ニ就テ……………	三〇
第九章	服從ニ就テ……………	三二
第十章	敬稱及稱呼ニ就テ……………	三四
第十一章	聯隊本部諸官ノ職務ニ就テ……………	三六



第十二章	大隊本部諸官ノ職務ニ就テ	四二
第十三章	中隊長ノ職務ニ就テ	四三
第十四章	中隊附諸官ノ職務ニ就テ	五〇
第十五章	命令下達ニ就テ	六二
第十六章	兵營及室内装置ニ就テ	六四
第十七章	委員ニ就テ	六六
第十八章	工場ニ就テ	六八
第十九章	週番勤務ニ就テ	六九
第二十章	火災豫防及非常呼集ニ就テ	八二
第二十一章	風紀衛兵ニ就テ	八九
第二十二章	營倉ニ就テ	九八
第二十三章	當番卒及從卒ニ就テ	九九
第二十四章	検査ニ就テ	一〇二
第二十五章	起居及容儀ニ就テ	一〇三

第二十六章	休日及外出ニ就テ	一〇九
第二十七章	炊事場及浴室ニ就テ	一一三
第二十八章	入隊兵取扱ニ就テ	一一七
第二十九章	除隊兵取扱ニ就テ	一一八
第三十章	酒保ニ就テ	一一九
第三十一章	小銃ノ保存手入法ニ就テ	一二二
第三十二章	軍刀及銃劍ノ保存手入法ニ就テ	一七三
第三十三章	革具ノ保存手入法ニ就テ	一八一
第三十四章	被服其他物品ノ保存手入法ニ就テ	一九一
第三十五章	劍術用具ノ保存手入法ニ就テ	一九五
第三十六章	服裝規則ニ就テ	二〇五
第三十七章	武裝ノ着裝法ニ就テ	二一五
第三十八章	休暇規則ニ就テ	二二一
第三十九章	賞典ニ就テ	二二三



第四十章	罰ニ就テ……………	二二八
第四十一章	禮式ニ就テ……………	二六三
第四十二章	衛生ニ就テ……………	二八九
第四十三章	救急ノ所置ニ就テ……………	二九二
第四十四章	傳染病豫防ニ就テ……………	三一四
第四十五章	將校集會所及下士集會所ニ就テ……………	三一八
第四十六章	報告ニ就テ……………	三一九
第四十七章	文章及帳簿ニ就テ……………	三二〇
第四十八章	陸軍公文書規則ニ就テ……………	三二四

内務教育參考資料目次終

内務教育參考資料

第一章 軍隊教育令ニ就テ

第一問題 軍隊教育令ニ於ケル軍隊教育ノ目的及其ノ

主眼ニ就キテノ説明

軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ訓練シテ戰爭ノ任ニ當ラシムルニ在リ而シテ戰爭ノ爲緊要關クヘカラサル要素ハ

- 一、堅確ナル軍人精神
- 二、嚴肅ナル軍紀

タリ故ニ軍隊教育ハ此要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス

第二問題 軍隊教育令ニ於ケル一般教育ノ目的ニ就テノ説明

一般教育ノ目的ハ必任義務ノ徵兵ヲ本位トシ併セテ各級幹部ヲ訓



練シ以テ精銳ニシテ且堅實ナル軍隊ヲ練成スルニ在リ

### 第三問題 軍隊教育令ニ於ケル特業教育ノ目的ニ就テノ説明

特業教育ノ目的ハ一般教育ノ外一部ノ下士兵卒ニ戰鬪ノ爲必要ナル特別ノ技能ヲ修得セシメ以テ精練ナル特業者ヲ養成スルニ在リ  
(軍隊教育令ニ於テ特業者ト稱スルハ

- 一、歩、騎(甲聯隊ノミ)重砲兵隊ノ機關銃手
- 二、歩、騎、砲、工兵隊ノ通信手
- 三、重砲兵觀測手、同照準手
- 四、各隊喇叭手  
ヲ云フ)

### 第四問題 特別教育中士官候補生在隊間ノ教育ノ要旨ニ就キテノ説明

士官候補生在隊間教育ノ要旨ハ

- 一、堅確ナル志操ヲ涵養シ
- 二、高潔ナル品性ヲ陶冶シ

三、相當階級ニ應スル勤務ニ服シ其學術ヲ練習セシメ

他日部隊ノ長トナリ國家ノ干城タルノ性格技能ヲ養成スルニ在リ

### 第五問題 特別教育中士官候補生ノ士官學校派遣前ニ於ケル教育ノ要旨ニ就キテノ説明

士官候補生ノ士官學校派遣前ニ於ケル教育ハ

- 一、下士兵卒トシテ必要ナル學識、技能ヲ修得セシメ
  - 二、且親シク下士以下ノ勤務ニ服セシメ
- 以テ士官學校教育ノ素地ヲ養成スルモノトス

### 第六問題 特別教育中見習士官教育ノ要旨ニ就キテノ説明

見習士官ノ教育ハ隊務ヲ實際ニ修得セシムルヲ主眼トシ併セテ

- 一、既ニ修得セル軍事學上ノ學識技能ヲ益々發達セシメ
  - 二、且之カ活用ノ能力智識ヲ増進セシメ
- 以テ初級士官タルノ性格技能ヲ具備セシムルモノトス



### 第七問題 特別教育中准士官下士教育ノ目的ニ就テノ

説明

准士官下士教育ノ目的ハ兵卒ヲ教導化育シ得ルニ必要ナル性格徳操ヲ養成シ且各々其階級ニ應スル學識技能ヲ練磨セシムルニ在リ

### 第八問題 特別教育中下士候補者教育ノ目的ニ就キテ

ノ説明

下士候補者教育ノ目的ハ

- 一、一般教育ノ學術科並兵卒トシテ諸勤務ニ精通熟達セシメ
- 二、殊ニ内務ニ關シテハ根底ヨリ十分ナル智識ヲ涵養シ尙初級下士ノ職務ヲ盡スニ必要ナル能力ヲ具備セシムルニ在リ

### 第九問題 特別教育中下士教育ノ目的ニ就テノ説明

下士教育ノ目的ハ

- 一、軍隊家庭ニ於ケル慈母タルニ必要ノ性格徳操ヲ長成シ
- 二、且其階級ニ應スル職務ヲ完全ニ實行シ得ルニ必要ナル學識技

能ヲ具備セシムルニ在リ

### 第十問題 特別教育中准士官教育ノ目的ニ就テノ説明

特務曹長教育ノ目的ハ

- 一、1. 中隊ノ内務實施機關トシテ
- 2. 又下士ノ先達者トシテ必要ナル性格技能ヲ長成シ
- 二、且其既修ノ學識ヲ増進シ戰時初級士官ノ勤務ニ服シ得ルノ素養ヲ與フルニ在リ

### 第十一問題 特別教育中一年志願兵教育ノ目的ニ就キ

テノ説明

- 一年志願兵教育ノ目的ハ
- 一、1. 堅確ナル志操ト
- 2. 高潔ナル品性トヲ陶冶シ



二、且下士ニ要スル學識技能ヲ具備セシメ  
 三、又初級士官タルニ必要ナル學術科ノ概要ヲ修得セシメ  
 以テ戰時ニ於ケル下級指揮官タル性格技能ヲ養成スルニ在リ

### 第十二問題 特別教育中六週間現役兵教育ノ要旨ニ就

キテノ説明

六週間現役兵教育ノ要ハ

一、軍人ノ崇高ナル精神ヲ注入シ 二、嚴正ナル動作ヲ教習シ  
 併セテ軍事ノ梗概ヲ知得セシムルニ在リ

### 第十三問題 特別教育中補充兵教育ノ目的ニ就キテノ

説明

補充兵ノ教育ハ

一、特ニ軍人精神ヲ涵養シ  
 二、戰時一般教育ヲ受ケタル兵卒ニ伍シ略戰闘及諸勤務ニ從事シ  
 得ルヲ目的トス

### 第十四問題 勤務演習教育ノ要旨ニ就キテノ説明

勤務演習教育ハ

一、復習ノ爲メ行フ教育  
 二、一年志願兵終末試験及第者ノ教育  
 三、豫後備役將校下士進級ノ爲メ行フ教育  
 トス

抑々有事ノ日國軍ノ大部ヲ組成スルモノハ即チ在郷軍人ニシテ其  
 ノ精粗強弱ハ實ニ軍ノ戰闘力ニ至大ノ關係ヲ有ス加之在郷軍人ハ  
 一般國民ノ中堅トシテ誠忠殉國ノ精神ヲ居常民衆ノ間ニ充溢セシ  
 ムヘキモノナリ故ニ之カ教育ハ

一、建國ノ由來ト 二、國軍ノ境遇ト

ニ稽ヘ殊ニ周到ナル企畫ニ基キ適切ニ實施セサルヘカラス

### 第十五問題 勤務演習教育中復習ノ爲メ行フ教育ノ目 的ニ就キテノ説明



復習ノ爲メ行フ教育ハ專ラ戰時ノ諸勤務ニ堪ヘ得ヘキ能力ヲ保持  
増進セシムルヲ目的トス

### 第十六問題 勤務演習教育中一年志願兵終末試験及第 者教育ノ要旨ニ就キテノ説明

- 一、一年志願兵終末試験及第者ノ教育ハ二次ニ分チ
  - 一、第一次勤務演習教育ニ在リテハ一年志願兵教育ニ連繫シ其學  
術技能ヲシテ益々増進セシメ
  - 二、第二次勤務演習教育ニ在リテハ豫備役將校ニ必要ナル學術ノ  
増進ヲ圖ルト共ニ諸勤務及實兵ノ指揮ニ益々習熟セシメ
- 且下士以下ニ對スル教育法ノ要領ヲ會得セシムルヲ要ス

### 第十七問題 勤務演習教育中豫、後備役將校下士進級 ノ爲メ行フ教育ノ目的ニ就キテノ説明

進級ノ爲メ行フ教育ノ目的ハ各階級ニ應スル戰時ノ諸勤務ニ習熟  
セシメ且進級ノ爲メ必要ナル技能ヲ修得セシムルニ在リ

### 第二章 各兵種ノ特性ニ就テ

#### 第十八問題 歩兵ノ特性ニ就テノ説明

歩兵ノ戰闘手段ハ火戰及白兵戰トス之カ爲散開及密集兩隊形ヲ用  
ヒテ戰闘ヲ行ヒ攻撃防禦ノ二カヲ兼備ス而シテ苟モ人ノ通過シ得  
ヘキ地ニ於テハ如何ナル所ト雖戰闘シ得ヘク又暗夜ニアリテハ歩  
兵ノ外殆ント用ヒ得ヘキ兵種ハアラサルナリ

諸兵種ノ適當ナル協同動作ハ戰闘ニ好果ヲ與フルモノトス然レト  
モ歩兵ハ戰闘ノ主兵ニシテ勝敗ノ運命ヲ左右スルモノナルカ故ニ  
縱ヒ他兵ノ援助ヲ缺ク場合ニ於テモ尙毅然トシテ戰闘ヲ遂行シ得  
ルモノトス然レトモ歩兵ハ

- 一、其ノ速力ニ於テ遙カニ騎兵ニ及ハス
- 二、其ノ破碎力及遠距離射撃ノ効力ハ遠ク砲兵ニ及ハス

故ニ歩兵ニ此ノ兩兵ヲ連合スルトキハ十分其ノ戰闘力ヲ發揮スル  
コトヲ得ヘシ



歩兵ハ他兵ニ比スレハ徵募、訓練、補充、裝備等簡便廉値ニシテ  
戰地ニ於ケル給養モ亦容易ナリ

## 第十九問題 騎兵ノ特性ニ就キテノ説明

騎兵ハ軍ノ耳目トナリ其ノ迅速ナル運動ニ依リテ

- 一、搜索ノ任務ニ服シ
  - 二、警戒ノ勤務ニ從ヒ
  - 三、通信ノ業務ヲ爲シ
  - 四、道路、鐵道及電線等ノ破壊ニ任シ
- 又其ノ騎銃及白兵ヲ使用シテ戰鬪ニ參與スルモノナリ  
騎銃ハ徒歩戰ニ依リテ其任務ノ遂行ヲ補助ス然レトモ騎兵本來ノ  
戰鬪能力ハ白兵ヲ以テスル攻撃ナリ而シテ白兵戰ノ特質トシテ其  
目的縱ト防禦ニ在ルトキト雖亦攻撃ヲ行フヘキモノトス  
騎兵ハ地形ニ依リテ其ノ運動ヲ制限セラルルコト大ナリ例ヘハ歩  
兵ノ容易ニ超過シ得ヘキ溝渠モ
- 一、地質柔軟ナルトキ
  - 二、兩岸稍々急峻ナルトキ

ハ騎兵ノ爲メニハ通過困難ナル障礙物ト爲ルカ如シ

騎兵ハ徵募、訓練、補充、裝備及戰地ニ於ケル給養甚々困難ニシ  
テ且巨額ノ經費ヲ要スルモノナリ

## 第二十問題 砲兵ノ特性ニ就テノ説明

砲兵ノ特性ハ其ノ卓越セル火力ナリ而シテ

- 一、其ノ距離ノ遠大ニ及フコト
  - 二、其ノ命中ノ確實ナルコト
  - 三、其ノ破碎力ノ猛烈ナルコト
  - 四、其ノ志氣ヲ振起セシムルコト
- ハ共ニ遙ニ歩兵ニ超越ス近時火器築城ノ進歩ニ從ヒテ著シク砲兵  
ノ價値ヲ増加セリ殊ニ攻撃戰鬪ニ於テ歩兵ノ攻撃ヲ援助シ以テ決  
勝ヲ容易ナラシムルニハ極メテ緊要ナル兵種ナリトス又砲兵ハ能  
ク久シキニ堪フルノ性能ヲ有シ縦ヒ其兵員ノ過半ヲ失フモ尙射擊  
ヲ持續スルコトヲ得ヘシ  
砲兵ハ分チテ



一、野戰砲兵 二、重砲兵

ノ二種トシ野戰砲兵ハ更ニ分チテ

一、野砲兵 二、山砲兵

トシ重砲兵ハ之レヲ區別スレハ

一、野戰重砲兵 二、徒歩砲兵

ノ二種トナス

野砲兵ニ在リテハ砲手ハ通常徒歩スト雖迅速ノ運動ヲ要スルトキハ砲車及彈藥車ニ乗載ス故ニ良好ノ土地ニ於ケル短距離ノ運動ニ在リテハ殆ント騎兵ト其速力ヲ等フスルヲ得ルモ地形ノ爲メニ其ノ運動ヲ制限セラルルコトハ騎兵ニ比スレハ更ニ甚タシキモノトス

山砲兵ニ在リテハ砲手取者悉ク徒歩シ火砲ハ或ハ繫駕シ或ハ駄載ス其ノ射擊効力ハ野砲ノ如ク大ナラサルモ苟モ駄馬ノ至リ得ル土地ニ於テハ概ネ之レヲ使用シ得ルノ利アリ

野戰重砲兵ハ野戰ニ於テ

一、遠距離ニ在ル敵 二、遮蔽セル敵

ヲ射擊シ又野戰築城ヲ施シタル陣地ノ攻撃等ニ任ス其ノ運動性ハ野砲兵ニ及ハスト雖其威力ニ至リテハ遙ニ大ナリ時トシテハ要塞ノ攻撃ニ參與スルコトアリ

徒歩砲兵ハ威力更ニ大ナル攻守城砲ヲ以テ編成シ

一、要塞ノ攻撃ノ場合ニ 二、其ノ防禦ノトキニ

三、時トシテ野戰ノ際ニ

使用セラルルモノトス

野戰砲兵ハ近距離ニ於テ一時ノ危急ヲ防キ得ルノ外戰フヘキ携帯火器ヲ有セサルヲ以テ敵ノ近迫ニ對シ戰鬪ヲ持續スルコト能ハス重砲兵ニ在リテモ其ノ防禦ニ至リテハ深ク頼ムニ足ラス運動中ニ於テ殊ニ然リトス

砲兵ハ徵募、訓練、補充、裝備及戰地ニ於ケル給養ノ困難ナルハ



殆ント騎兵ト同シク且最モ巨額ノ經費ヲ要ス

### 第二十一問題 工兵ノ特性ニ就テノ説明

工兵ハ

- 一、築城物ノ構設作業
- 二、交通路ノ開修
- 三、架橋ノ作業
- 四、諸般ノ破壊工事

等ヲ擔任シ戦闘力ヲ増加スルモノニシテ陣地戰殊ニ要塞ノ攻守ニ在リテハ缺クヘカラサル兵種トス又時トシテ歩兵ト同シク戰鬥ニ從事シ且最前線ニ在リテ最モ困難ナル破壊作業ニ任スルモノトス工兵ノ特別部隊トシテ交通兵ナルモノアリ之レヲ分チテ左ノ三ト爲ス

- 一、鐵道隊
- 二、電信隊
- 三、輕氣球隊

鐵道隊ハ戰地ニ於ケル鐵道ノ築設、修繕、破壞、及運行等ニ從事シ

電信隊ハ戰地ニ於テ

- 一、電信ノ架設工事
- 二、其ノ通信事業ヲ掌リ

輕氣球隊ハ輕氣球ノ使用ニ任スルモノトス

工兵ハ歩兵ニ比シ徵募、訓練、補充及裝備困難ナレトモ戰時ニ於ケル給養ノ簡易ナルハ歩兵ト大差ナシ

### 第二十二問題 輜重兵ノ特性ニ就テノ説明

輜重兵ハ軍隊ノ

- 一、彈藥
- 二、糧食
- 三、衛生材料
- 四、其ノ他諸般ノ行李輜重

ノ運搬ニ任スルモノニシテ直接戰鬥動作ニ參與セスト雖戰鬥及作戰上缺クヘカラサル兵種ナリ

### 第二十三問題 憲兵ノ特性ニ就テノ説明

憲兵ハ



一、平時ニ在リテハ軍人其ノ他ノ犯罪者ヲ逮捕シ

二、戰時ニ在リテハ  
1. 野戰軍所在地及兵站線路ニ於テ不正ノ行爲ヲ行フモノヲ取締

2. 軍用ノ建造物ヲ保護シ

3. 敵意アル人民及間諜ノ搜索ニ従事スルモノトス

### 第二十四問題 機關銃隊ノ特性ニ就テノ説明

機關銃隊ハ穿貫的射撃効力ヲ有スル特種ノ部隊(兵種ニアラス)ニシテ歩兵若クハ騎兵ニ屬シ能ク防禦及追撃ニ於テ偉効ヲ奏シ攻撃ニ在リテハ

一、歩兵ノ突撃  
二、騎兵ノ襲撃

ヲ準備スルモノトス

機關銃隊ハ歩兵若クハ騎兵ノ行動シ得ル地ハ到ル所隨從シ得ヘシ然レトモ夥多ノ彈藥ヲ要スルヲ以テ豫メ之ヲ準備スルニアラサレ

ハ其特性ヲ發揮スルコトヲ得ス

### 第三章 各部及軍屬ノ性能ニ就テ

#### 第二十五問題 各部ニ屬スル區別ニ就テノ説明

左ノ四トス

- 一、經理部
- 二、衛生部
- 三、獸醫部
- 四、軍樂部

#### 第二十六問題 經理部ノ性能ニ就キテノ説明

經理部ハ軍隊ニ於ケル經理ニ關スル諸般ノ事務ヲ掌リ兼ネテ軍隊給養上ノ事ヲ取り扱フトコロノモノトス

#### 第二十七問題 衛生部ノ性能ニ就キテノ説明

衛生部ハ軍隊ニ於ケル衛生事務ヲ掌リ傷者及病者等ノ治療ヲスルモノトス

#### 第二十八問題 獸醫部ノ性能ニ就キテノ説明

第三章 各部及軍屬ノ性能ニ就テ



獸醫部ハ

- 一、馬匹ノ衛生事務ヲ掌リ
- 二、馬ノ治療ヲ爲シ
- 三、食用トスル生獸ノ良否ヲ検査スルモノトス

第二十九問題 軍樂隊ノ性能ニ就キテノ説明

軍樂部ハ軍樂ヲ吹奏スルモノトス

第三十問題 軍屬ノ意義並ニ理事錄事ノ性能ニ就テノ説明

説明

軍屬トハ陸軍ニ奉職スル文官及宣誓若クハ讀法ノ式ヲ行ヒタル者ノ謂ニシテ雇員、小使、看病人、代用馬卒等モ亦然リ

理事ハ高等官ニシテ軍法會議ニ於テ軍人ノ犯罪ニ就キテ取り調べヲナスモノナリ

錄事ハ判任官ニシテ軍法會議ニ於テ犯人ノ申立テヲ認メ又ハ其ノ他ノ庶務ヲ爲スモノトス

第四章 陸軍軍人ノ階級ニ就テ

第三十一問題 陸軍軍人ニ於ケル階級ニ就テノ説明

陸軍軍人ヲ大別シテ將校、將校相當官、准士官、下士兵卒トス而シテ

- 一、將校トハ將官、佐官、尉官ノ總稱ニシテ
  - 1. 將官トハ大將、中將、少將
  - 2. 佐官トハ大佐、中佐、少佐
  - 3. 尉官トハ大尉、中尉、少尉
- 二、將校相當官トハ將校相當官、佐官相當官、尉官相當官ノコトニシテ各部ニ屬スル武官ナリ而シテ又其ノ階級ハ將官佐官及尉官ニ同シキ者ヲ謂フ
- 三、准士官トハ特務曹長、砲工兵上等工長、上等計手、上等看護長、樂長補ヲ謂フ

第四章 陸軍軍人ノ階級ニ就テ



- 四、下士トハ曹長、軍曹、伍長、諸工長、看護長、計手、樂手等ヲ謂フ
- 五、兵卒トハ上等兵、一等卒、二等卒、輸卒、縫工卒、靴工卒、看護卒、樂手補、樂生ヲ謂フ
- 六、上長官トハ佐官及佐官相當官ヲ謂フ
- 七、士官トハ尉官及尉官相當官ヲ謂フ
- 八、將校及將校相當官ハ高等官ニシテ准士官及下士ハ判任官憲兵上等兵ハ判任官待遇ヲ受クルモノトス

第五章 各兵科各部ノ識別ニ就テ

第三十二問題 各兵科各部ヲ識別スルニ當リ常ニ心得

ヘキ諸件ニ就テキノ説明

各兵科及各部ノ識別ハ夏服及冬服共ニ

- 一、帽子ノ星章 二、上衣、外套ノ鈕 三、上衣前襟ニアル色
- ニ依ルモノトス而シテ帽子ノ星章及上衣及外套ノ鈕ハ

一、各兵科ニ在リテハ金色 二、各部ニ在リテハ銀色

トス但シ近衛師團ニ屬スル者ハ星章ト同色ノ櫻枝ヲ帽子ノ星章ノ下部ニ附着スルモノトス

又上衣前襟ノ色ニ依レハ

- 一、各兵科ニ在リテハ
  - 1. 歩兵ハ緋 2. 騎兵ハ萌黃 3. 砲兵ハ黃
  - 4. 工兵ハ鶯 5. 輜重兵ハ藍 6. 憲兵ハ黒
- 二、各部ニ在リテハ

- 1. 經理部ハ銀茶 2. 衛生部及獸醫部ハ深綠
- 3. 軍樂部ハ紺青

ニ依リテ識別スルモノトス而シテ又藥劑官ト獸醫官ノ區別ハ

- 一、藥劑官ハ左ノ腕ニ分銅形ノ徽章ヲ
  - 二、獸醫官ハ同シク藥草ヲ交叉シタル徽章ヲ
- 附着スルモノトス



第六章 徴兵ニ就テ

第三十三問題 日本帝國ノ臣民ニシテ男子ハ何歳ヨリ何歳マテ兵役ニ服スルノ義務アリヤニ就キテノ説明

満十七歳ヨリ満四十歳マテトス  
但シ重罪ノ刑ニニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ス

第三十四問題 兵役ノ區分ニ就キテノ説明

左ノ四種トス

- 一、常備兵役
- 二、後備兵役
- 三、補充兵役
- 四、國民兵役

第三十五問題 常備兵役ノ區分ニ就キテノ説明

- 一、現役
- 二、豫備役

第三十六問題 常備兵役服役年限ニ就テノ説明

常備兵役ノ服役年限左ノ如シ

- 一、現役ハ陸軍ニ在リテハ三箇年ニシテ満二十歳ニ至リタル者之ニ服スルモノトス

現役陸軍歩兵卒ニシテ勤務ヲ習得シタルモノハ當分ノ内服役二年ノ終ニ於テ之ヲ歸休セシム

- 二、豫備役ハ四年四ヶ月ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服スルモノトス

第三十七問題 後備兵役ノ服役年限及ヒ如何ナル者之

ニ服スルヤニ就テノ説明

後備兵役ハ十ヶ年ニシテ常備兵役ヲ終リタルモノ之ニ服スルモノトス

第三十八問題 補充兵役ノ服役年限及ヒ如何ナルモノ之ニ服スルヤニ就テノ説明

補充兵役ハ十二年四ヶ月ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者



ノ中所要ノ人員之ニ服スルモノトス

### 第三十九問題 國民兵役ノ區分ニ就テノ說明

左ノニトス

- 一、第一國民兵役
- 二、第二國民兵役

### 第四十問題 第一國民兵役ニハ如何ナル者服スルヤニ就テノ說明

第一國民兵役ハ後備兵役又ハ召集セラレタル補充兵ニシテ其役ヲ終リタル者之ニ服スルモノトス

### 第四十一問題 第二國民兵役ニハ如何ナルモノ服スルヤニ就テノ說明

第二國民兵役ハ常備兵役、後備兵役、補充兵役、及第一國民兵役ニアラサル者之ニ服スル者トス

### 第四十二問題 陸軍現役兵及補充兵ハ如何ナル方法ニ依リテ服役セシムルヤニ就キテノ說明

毎年所要ノ人員ニ應シ壯丁ノ身材、藝能、職業ニ從ヒ歩兵、騎兵砲兵、工兵、輜重兵、職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

### 第四十三問題 特種兵役ニハ如何ナル區分アリヤニ就テノ說明

- 一、志願現役兵
- 二、一年志願兵
- 三、六週間現役兵

### 第四十四問題 志願現役兵ニ就テノ說明

志願現役兵ハ二十歳ニ至ラスト雖モ滿十七歳以上ニシテ現役ノ服役ヲ志願シ之ニ服スルモノヲ謂フ

### 第四十五問題 一年志願兵トハ如何ナル者之ニ服スルヤニ就キテノ說明

一年志願兵ハ滿十七歳以上滿二十八歳以下ニシテ官立學校（小學校及選科ノ別科ヲ除ク）府縣立師範學校中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若ハ文部大臣ノ認



可ヲ經タル學則ニ依リ法律學、政治學、理財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ所持シ若ハ陸軍試驗委員ノ試驗ニ及第シ服役中糧食、被服、裝具等ノ費用ヲ自辨シ豫備役將校タル希望ヲ有シ一ケ年間陸軍現役ヲ志願スル者之ニ服スルモノトス  
但シ禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ賭博犯ニ依リ懲罰セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ得ス

### 第四十六問題 六週間現役兵ニ就テノ説明

六週間現役兵ハ滿十七歲以上滿二十八歲以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ卒業證書ヲ所持シ官立、公立小學校ノ教職ニ在ルモノニシテ六週間現役ニ服スルモノヲ謂フ

### 第四十七問題 歸休兵ニ就テノ説明

現役中殊ニ勤務ニ熟シ品行方正ナル者ハ歸休セシム之ヲ歸休兵ト謂フ

現役歩兵卒ニシテ勤務ヲ習得シ服役二年ノ後ニ歸休セシメラルル

者モ亦歸休兵トス

## 第七章 陸軍軍人ノ服役ニ就テ

### 第四十八問題 現役將校ノ定限年齢ニ就テノ説明

- 一、大將 六十五歲
- 二、中將 六十二歲
- 三、少將 五十八歲
- 四、大佐 五十五歲
- 五、中佐 五十三歲
- 六、少佐 五十歲
- 七、大尉 四十八歲
- 八、中少尉 四十五歲

### 第四十九問題 豫備役將校及同相當官ノ服役期限ニ就テノ説明

豫備役ハ現役定限年齢ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄トス

### 第五十問題 後備役將校及同相當官ノ服役期限ニ就テノ説明

後備役ハ現役定限年齢ニ滿ツル年ヨリ第六年目ノ三月三十一日迄トス



第五十一問題 各兵科下士(憲兵ヲ除ク)ノ現役服役期

ニ就テノ説明

- 一、歩兵科下士ハ入隊ノ日ヨリ四ケ年但警備隊附下士ニシテ警備隊區在籍ノ者ニ在リテハ入隊ノ日ヨリ三ケ年トス
- 二、豫備役、後備役下士ニシテ再ヒ現役ニ服シタル者及豫備役上等兵ニシテ現役下士トナリタル者ハ再入隊ノ年ノ十二月ヨリ二ケ年トス
- 三、志願ニ依ラスシテ下士ニ任セラレタル者ノ現役服役期限ノ前項ノ例ニ依ラスシテ入隊ノ日ヨリ三ケ年トス

第五十二問題 下士ノ現役定期年齡ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、官衙(第二項ニ掲クル官衙ヲ除ク)學校(各教導隊及生徒隊附ヲ除ク)附下士四十八歳
- 二、師團司令部、旅團司令部、臺灣總督府陸軍部附下士四十五歳

三、隊附(前二項ニ掲クルモノヲ除ク)下士四十歳

第五十三問題 現役下士ノ服役期限ニ就テノ説明

左ノ二トス

- 一、志願ニ依ラスシテ兵卒ヨリ下士ニ任セラレタル者ハ徵集年ノ十二月ヨリ起算シ十七年四ケ月トス
- 二、前項ノ外下士ニ任セラレタル者ハ下士任官ノ年ノ十二月ヨリ起算シ十七年四ケ月トス

第五十四問題 豫備役下士ノ服役期限ニ就テノ説明

現役下士ノ服役期限起算ノ月ヨリ七年四ケ月ニ滿ツル迄トス

第五十五問題 後備役下士ノ服役期限ニ就テノ説明

現役下士ノ服役期限起算ノ月ヨリ十七年四ケ月ニ滿ツルマテトス

第五十六問題 兵卒ノ現役定期年齡ニ就テノ説明

四十歳トス

第五十七問題 兵卒ノ現役期限ニ就キテノ説明



一般ニ三ヶ年トス（陸軍現役歩兵卒ニシテ勤務ヲ習得シタル者ハ當分ノ内服役二年ノ終ニ於テ之ヲ歸休セシム）

第八章 陸軍召集ニ就テ

第五十八問題 召集ノ種類ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、充員召集
- 二、補充召集
- 三、國民兵召集
- 四、演習召集
- 五、教育召集
- 六、補缺召集

第五十九問題 簡閱點呼ニ就キテノ説明

簡閱點呼トハ豫備役、後備役下士兵卒、歸休兵及補充兵ヲ集合シテ之ヲ點檢査閱スルヲ謂フ

第六十問題 充員召集ニ就キテノ説明

充員召集トハ動員ニ方リ諸部團隊ノ要員ヲ充足スル爲メ在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第六十一問題 補充召集ニ就テノ説明

補充召集トハ充員召集實施後缺員ヲ補充スル爲メ在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第六十二問題 國民兵召集ニ就テノ説明

國民兵召集トハ國民軍ヲ動員スル爲メ國民兵ヲ召集スルヲ謂フ

第六十三問題 演習召集ニ就テノ説明

演習召集トハ演習ノ爲メ在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ

第六十四問題 演習召集ノ種類ニ就テノ説明

- 左ノ二トス
- 一、定期演習召集
- 二、臨時演習召集

第六十五問題 教育召集ニ就キテノ説明

教育召集トハ教育ノ爲補充兵ヲ召集スルヲ謂フ

第六十六問題 補缺召集ニ就キテノ説明

補缺召集トハ平時ニ兵員ヲ要スルトキハ歸休兵ヲ召集スルヲ謂フ



第九章 服従ニ就テ

第六十七問題 凡ソ部下タルモノハ常ニ其上官ニ服従

スルモノナリヤニ就キテノ説明

如何ナル場合ヲ問ハス必ス嚴重ナラサルヘカラス

第六十八問題 同級者ニ於ケル服従ノ關係ニ就キテノ

説明

各々其停年ノ新古ニ應シ服従ノ道ヲ守ルコト恰モ階級ノ上官ニ於ケルカ如クナルヲ要ス

第六十九問題 命令ハ常ニ之ヲ守リ行フモノナリヤニ

就キテノ説明

凡ソ命令ハ謹テ之ヲ守リ直ニ之ヲ行フヘシ決シテ

一、其當不當ヲ論シ

二、其原因理由等ヲ尋ヌルコト

ヲ許ササルモノトス

第七十問題 命令不明瞭ナルトキ徐ニ之ヲ尋ヌルハ妨

クナキヤニ就キテノ説明

然リ妨ケナシ

第七十一問題 新ニ受クル處ノ命令ト以前ノ命令ト齟

齟スルトキハ如何ニスルヤニ就キテノ説明

其趣ヲ申述ヘ然ル後之ヲ行フモノトス

七十二問題 犯行アリテ處分ヲ受ケ是レヲ不當ト思

フトキ若クハ上級者ノ取扱不條理ト考フルトキハ

如何ニスルヤニ就キテノ説明

犯行アリテ處分ヲ受クルトキハ假令不當ト思フトモ決シテ辨解スルコトナク必ス之ニ服従スヘシ又上級者ノ取扱假令不條理ト考フルモ決シテ之ヲ争ヒ論スルコトヲ許サス但シ徐ニ順序ヲ經テ之ヲ訴フルハ妨ケナシ勤務中ナレハ勤務終リテ後之ヲ訴フルモノトス



第十章 敬稱及稱呼ニ就テ

第七十三問題 下タル者上タル者ヲ呼フニハ直接ト間接トヲ問ハス必ス敬稱ヲ用フルヲ要スト其區別ニ就キテノ説明

- 一、天皇、太皇、太后、皇太后、皇后ニハ陛下
- 二、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃
- 三、將官同相當官ニハ閣下
- 四、上長官以下ニハ殿

第七十四問題 他人ト談話中第三者ニ對スル稱呼方法

ニ就キテノ説明

他人ト談話中上級古參者ニ言及スルトキ亦敬稱ヲ用フヘシ然レトモ上官ニ對シ其人ヨリ下級者ヲ呼フニハ敬稱ヲ略スルコトヲ得勤務上ニ於テハ敬稱ヲ省クヲ常トス例ヘハ大隊長職務上ニ於テ聯隊

長ノ命令ヲ達スルトキ聯隊長殿ノ命令ト云ハスシテ聯隊長ノ命令ト云フカ如シ

第七十五問題 下級者ニ對スル稱呼ノ方法ニ就キテノ説明

- 一、下級者ヲ呼フニハ直接ト間接トヲ論セス其氏ト官(職)名トヲ用ヒ官職ナキ者ニ對シテハ其氏ト等級トヲ用フヘシ例ヘハ某大佐、某中隊長、某上等兵、某候補生等ノ如シ
  - 二、場合ニ依リ單ニ官(職)又ハ勤務上ノ稱呼ノミヲ用ヒ又官職ナキ者ニ對シテハ單ニ氏ノミヲ呼フモ妨ケナシ
- 例ヘハ副官、曹長、當番等ノ如シ其他普通ノ稱ヘ方ヲ用ユルコトヲ得

第七十六問題 上級者ニ對シテ自己ヲ呼フニハ如何ニ

スルヤニ就キテノ説明

多クノ場合ニ於テ自分、私等云ハスシテ氏若クハ氏ト官(職)ヲ稱



フルヲ良トス

**第七十七問題** 公文書ノ宛名ニハ如何ナル敬稱ヲ記スルヤニ就キテノ説明  
身分階級ノ如何ヲ問ハス殿ノ敬稱ヲ記スルモノトス

**第十一章** 聯隊本部諸官ノ職務ニ就テ

**第七十八問題** 聯隊本部ノ諸官ノ職責ニ就キテノ説明

聯隊長ノ命ヲ承ケ各々分掌ノ職務ニ従事シ聯隊長ニ對シ其責ニ任スルモノトス

**第七十九問題** 聯隊副官日常ニ於ケル勤務ニ就キテノ

**説明**

一、命令諸達ノ受領傳達、通報報告、其他諸文書ノ受領發送ニ任スヘシ總テ此等ハ能ク法規ニ照シテ調査シ迅速確實ニ取扱フコト

二、輕易ノ事項ニシテ恒例アルモノハ自ラ之ヲ取扱ヒ其他ハ聯隊長ノ決裁ヲ請ヒ扱フヘキモノトス但シ自ラ取扱ヒシ事項ニシテ

必要ト認ムルモノハ便宜聯隊長ニ報告スルコト

三、日々隊外ヨリ到來ノ文書及大、中隊又ハ委員ヨリ進達ノ文書ヲ點檢シ之ニ對スル案ヲ立テ共ニ聯隊長ニ差出スコト

四、隊外ニ發送ヲ要スル文書ハ聯隊長ノ一閱ヲ經テ其取扱ヲ爲シ又下達ヲ要スルモノハ一般ニ關スルモノト一部ニ關スルモノト

會報ノ時ニ達スヘキモノト至急ヲ要スルモノトニ區別シ第十六章命令下達ノ規定ニ依リ取扱フコト

五、聯隊歴史ヲ起草シ聯隊長ノ校閲ヲ受クルコト

六、指定セラレタル軍事機密及ヒ秘密圖書ヲ保管シ慎重ノ取扱ヲ爲シ其ノ出納ヲ明ニスルコト

七、鐵道乗車證、乗船證、郵便切手、葉書、公用證、外出證及門鑑印章ヲ保管シ其ノ出納ヲ明ニスルコト



門鑑ノ大サ形狀ハ聯隊ニ於テ之ヲ定メ一連ノ番號ヲ附スルモノトス

八、聯隊週番、衛戍其他ノ勤務ニ服スヘキ人名人員及部隊ハ聯隊長ノ認可ヲ受ケ豫メ之ヲ傳達スルコト

九、本部ニ屬スル兵舍陣營具等ノ清潔保存ニ任シ消耗品ノ節約ヲ圖ルコト

十、本部ノ當番卒ヲ指揮シ其勤務ヲ規定スルコト

十一、本部ノ將校同相當官以下ニシテ刑法其他ノ處分ヲ受ケタル者アル時ハ其官等氏名處刑處罰ノ種類刑期又ハ日數ヲ必要ナル關係諸官ニ通報シ其營倉入ヲ命セラレタル者ハ之ヲ風紀衛兵司令ニ引渡スコト

十二、本部附下士公務又ハ修學等ノ爲メ延燈ヲ願出ル者アルトキハ其事情ヲ糺シ時限ヲ定メテ之ヲ許シ覺紙ヲ以テ週番大尉ニ通報スルコト

十三、隊中一般ノ事務進歩ヲ圖ル爲メ必要ニ應シ大隊副官又ハ所要ノ諸官ヲ會同シ事務ノ打合セラ爲スヲ得ルコト

十四、用事ノ爲メ來營スル者アルトキハ自ラ之ニ應接シ又ハ關係諸官ヲシテ之ニ應接セシメ諸事便宜ヲ與フルコトニ注意スルコト

## 第八十問題 本部附書記ノ職責並ニ其ノ日常ノ勤務ニ就キテノ説明

本部附書記ハ副官ノ命ヲ承ケ各々分擔ノ事務ニ服ス其日常ノ勤務概ネ左ノ如シ

- 一、自己分擔ノ事務ハ總テ規定ニ依リテ取扱ヒ他ノ分擔者ノ執務ノ大要ヲ承知シ相互ノ連繫ヲ保チ諸事遺漏過誤ナキコトヲ期シ事務ノ進歩ト確實トニ付テハ聯隊副官ニ對シ其責ニ任スルコト
- 二、日々隊外ヨリ到來ノ文書及大中隊又ハ委員ヨリ進達ノ文書ハ規定ノ手續ニ從ヒ帳簿ニ記入シ副官ニ差出スコト



處分濟ノ書類ヲ副官ヨリ下附セラレタルトキハ部類毎ニ綴リ置クコト

三、發送スヘキ文書ハ副官ノ命ニ依リ清寫シ校正ノ上副官ニ差出シ其ノ命ニ依リ發送ノ手續ヲ爲シ其控ハ部類毎ニ綴リ置クコト

四、聯隊本部日報ヲ作り大隊ヨリ進達セル日報ト共ニ副官ニ差出スコト

五、諸文書ノ保存格納ヲ掌リ又法令書類ノ訂正加除ニ任スルコト

六、聯隊本部内ノ陣營具練習用具其他諸物品ノ請求受授監視ニ任スルコト

七、本部當番卒ノ勤惰ヲ監視シ各室及諸物品ノ清潔保存ニ注意シ殊ニ火元取締ニ任シ又電話器ノ使用保存ヲ監視スルコト

八、聯隊長及本部ノ將校不在ノ場合ニ於テ委任外ニ屬スル事件生シタルトキハ週番大尉ノ指圖ヲ請フコト

### 第八十一問題 旗手ノ職責ニ就キテノ説明

旗手ハ軍旗ヲ捧持シ之ヲ守護スルヲ以テ任トス又聯隊副官ノ指圖ヲ受ケ本部用圖書ノ監守圖書類ノ印刷分配ノ事ヲ掌リ聯隊本部ニ於ケル建物ノ保存ニ注意シ修繕等ヲ要スルモノアルトキハ營繕委員ニ申立テ又聯隊副官事務繁劇ナルトキハ之ヲ補助スルモノトス

### 第八十二問題 喇叭長ノ職責ニ就キテノ説明

喇叭長ハ聯隊副官ノ監督ヲ受ケ喇叭手ノ教育ニ任シ喇叭ノ節調ヲ齊一ニスルコトヲ圖リ又聯隊副官ノ命ヲ承ケ本部ノ事務ニ服スルモノトス

### 第八十三問題 縫靴工長ノ職責ニ就キテノ説明

縫靴工長ハ經理委員ノ命ヲ承ケ工場内ノ作業ヲ監督シ作業品及諸物品ヲ監守シ縫靴工卒ノ教育ヲ補助シ工場ノ取締ニ任シ且ツ自ラ工業ニ從事シ被服經理ニ關スル細務ニ服スルモノトス

### 第八十四問題 炊事掛下士ノ職責ニ就キテノ説明



調理及糧秣ニ關スル細務ニ服ス

四二

### 第十二章 大隊本部諸官ノ職務ニ就テ

#### 第八十五問題 大隊本部附諸官ノ職責ニ就キテノ説明

大隊長ノ命ヲ承ケ各々分掌ノ職務ニ従事シ大隊長ニ對シ其責ニ任スルモノトス

#### 第八十六問題 大隊副官ノ職責ニ就キテノ説明

大隊副官ハ

- 一、大隊本部ノ事務整理ノ責ニ任シ
  - 二、大隊本部ノ取締ヲ爲シ
  - 三、又大隊本部ニ於ケル建物ノ保存ニ注意シ修繕等ヲ要スルモノアル時ハ營繕委員ニ申立テ
- 其他聯隊副官ノ爲メ規定シタルモノニ準シ大隊本部ノ事務ヲ處理スルモノトス

#### 第八十七問題 大隊書記ノ職務ニ就キテノ説明

大隊書記ハ大隊副官ノ命ヲ承ケ聯隊書記ノ爲メ規定シタルモノニ準シ事務ニ服スヘシ

#### 第八十八問題 大隊喇叭長ノ職務ニ就キテノ説明

大隊喇叭長ハ大隊副官ノ監督ヲ受ケ喇叭手ノ教育ニ任シ又大隊副官ノ命ヲ承ケ本部ノ事務ニ服ス

### 第十三章 中隊長ノ職務ニ就テ

#### 第八十九問題 中隊長職務ニ就キテノ説明

- 一、中隊長ハ中隊ヲ統率シ
  1. 軍紀風紀ヲ維持シ
  2. 部下ノ教育訓練ノ責ニ任シ
  3. 下士ノ補充ヲ圖リ
- 上官ノ旨ヲ承ケ經理、衛生、兵器、馬、内務、服裝ニ關スル實

第十二章 大隊本部諸官ノ職務ニ就テ  
第十三章 中隊長ノ職務ニ就テ

四三



務ヲ處理スルモノナリ

二、中隊ハ編制並ニ教育ノ單位ニシテ下士以下ノ教育訓練ヲ成就シ德育ヲ併進セシムル所ナリ故ニ中隊長ハ實ニ中隊ノ指揮官ニシテ又其ノ師父ナリ中隊附ノ下士ハ其ノ慈母タリ助教タルヘキ者ナリ而シテ中隊長ハ中隊附士官ノ輔翼ニ依リテ

1. 部下ヲシテ一致團結恰モ一家ノ如クニシ
  2. 徳性ヲ陶冶シ
  3. 學術、技能ヲ練磨シ
  4. 諸法則ヲ嚴守シ
  5. 演習勤務ニ勉勵シ
- 困苦缺乏ニ堪エシメ堅忍不撓勇往斃レテ而シテ後止ムノ氣性ヲ養フコトヲ勉メサルヘカラス

三、中隊長ハ部下ヲシテ軍人ニ賜リタル

勅語ノ御趣旨ヲ能ク服膺シテ言行必ス之ヲ遵奉セシメサル可ラス其ノ外諸種ノ手段ヲ盡シテ精神教育ニ從事シ心性ヲ向上シテ在營間忠良ノ軍人トシ歸郷ノ上ハ軍人ノ本分ヲ忘レズ又其ノ職

業ニ精勵スル淳朴ノ國民トナル資性ヲ養フコト必要ナリ

四、中隊長ハ

1. 部下兵卒ノ身分職業ヲ識別シ
2. 其ノ行狀及才能ヲ熟知シ
3. 各人ノ性質ニ應シテ懇切ニ誘導啓發シ
4. 賞罰ヲ正シクシ

部下ヲシテ喜ンテ其職務ニ從ハシムル如ク勉ムヘキモノナリ

五、中隊長ハ部下ノ軍人ニ一日ノ慰勞休暇ヲ與ヘ

1. 將校特務曹長ニ譴責
  2. 下士ニ譴責及十日以内ノ營倉、二十日以内ノ禁足
  3. 兵卒ニ二十日以内ノ營倉、四十日以内ノ禁足
- 苦役ヲ命シ其ノ外賞罰ニ關スルコトヲ上申スルモノナリ
- 六、中隊長ハ下士ヲ拔擢シ一等卒ヲ命シ又聯隊長ノ認可ヲ受ケテ上等兵ヲ命スルモノナリ



七、中隊長ハ下士以下ニ必要ト認メタル日用品ヲ所持スルコトヲ許可シ得ルモノナリ

八、中隊長ハ善良ナル下士候補者ヲ以テ下士ノ要員ヲ得ルコトヲ勉メ下士ノ身分ヲ愛護シ成ルヘク長ク麾下ニ服從セシムルコトヲ圖リ常ニ部下ニ對シテ其ノ威權ヲ保タシムルコトニ注意スヘキモノナリ

九、中隊長ハ教育計畫ニ基キ教育日課ヲ定メ中隊附ノ將校、下士ノ技倆ヲ斟酌シテ適所ニ使用シ學術、兩科ノ進歩ヲ期スルモノナリ就中新兵教育、新馬調教ニハ特ニ意ヲ用ヒテ自ラ之ニ任シ其ノ基本教育ヲシテ確實完全ナラシムルコトヲ勉メサルヘカラス

十、中隊長ハ中隊附士官、見習士官、及士官候補生ニ對シテ將校團ノ先輩トシテ公私共ニ密接ノ關係ヲ保チ進退、應對ノ微ニ至ルマテ斷エス注意シ將校トシテノ智徳ヲ成就スルコトヲ主トシ

演習勤務ノ際ハ屢々單簡ナル問題ヲ提出シテ實兵指揮ニ習熟ヒシメ又普通學、外國語學ニ練習ノ時間ヲ與ヘ其ノ發達ヲ促スモノナリ總テ是等ノ事ニ就キテハ其ノ成績ヲ家長ニ報告シ斷エス其ノ向上進歩ヲ激勵スルコト必要ナリ

#### 十一、中隊長ハ

1. 保管被服諸品ノ出納保存ヲ掌リ
2. 各人ニハ其ノ身體ニ適合スルモノヲ支給シ
3. 且ツ之ヲシテ手入、補修、清潔ヲ全フサセシムルコトヲ勉メサル可ラス

十二、中隊長ハ金錢、物品ノ受渡ヲ確實ニ取扱ハシメ兵舎、陣營具、練習用具等ノ清潔ト保存及ヒ消耗品ノ節約ヲ圖リ部下ヲシテ官物ヲ大切ニスルノ精神ヲ養成セシムルモノナリ又被服、兵器、其ノ他金錢、物品ノ受渡ニ立會ヒ又其ノ破損、修理、交換等ノ際ハ勉メテ自ラ検査ヲセサル可ラス



十三、中隊長ハ部下ヲシテ

1. 人馬ノ衛生ニ關スル規定ヲ確實ニ行ハシメ
2. 常ニ周密ノ注意ヲ與ヘテ身體ノ鍛鍊ト馬ノ持久力トニ注意シ
3. 患者及病馬ノ種類、原因ヲ調査シテ豫防ノ手段ヲ盡シ  
就中外傷花柳病及ヒ傳染病等ノ豫防ニ就キテ遺漏ナキ様ニナサ  
サル可ラス

十四、中隊長ハ部下ニ

1. 兵器ノ尊重心ヲ養ヒ
  2. 愛馬心ヲ喚起シ
  3. 保管兵器ノ整理、保存及馬ノ保育ニ任シ  
常ニ戰爭ノ用ニ堪エシムルコトヲ勉メサル可ラス
- 十五、中隊長ハ部下ヲシテ金錢、物品ヲ濫費セシメサル事ニ注意  
シ質素儉約ノ風ヲ養成スルモノナリ之カ爲メニ
1. 下士ニハ適當ノ方法ヲ設ケテ貯金ヲ獎勵シ

2. 兵卒ニハ妄ニ其ノ父兄等ニ金錢ヲ請求スルコトナカラシムヘ  
キナリ

貯金ノ通帳ハ本人ノ希望ニ依リテ中隊長之ヲ保管シ得ルモノナ  
リ

十六、中隊長ハ中隊家庭ノ一致和親ヲ保ツコトニ就テハ全責任ヲ  
有スルモノナリ之カ爲メ

1. 斷エス幹部ト兵部トノ關係並ニ同僚間ノ交情ニ注意シ言行共  
ニ常ニ溫和ト誠實トヲ旨トシ決シテ冷酷、粗暴ノ振舞ナカラ  
シメ

2. 就中古參兵ニ對スル動作ニ配慮シ此ノ兩者ノ折リ合ヒヲ圖リ

3. 假令犯罪、犯行アル者ニテモ恣ニ糾問シ若クハ侮辱シ或ハ擯  
斥スルカ如キコト無キ如クシ

斯クシテ常ニ隊中ノ圓滿ト和熟トヲ期スルモノナリ

十八、中隊長ハ己レ自ラ又ハ部下ヲシテ時々入院ノ患者ヲ見舞ヒ  
監獄ニ拘禁セラレタル者アルトキハ是ニ面會シ改悛セシムルコ



トヲ圖ルモノナリ

十九、中隊長ハ常ニ部下ノ服裝ヲシテ規則ニ合シ清潔端正且ツ齊一ナラシメ以テ其ノ隊ノ軍紀ノ振張ヲ表明スルコト必要ナリ之カ爲メニハ先ツ將校、下士ノ服裝ニ注意シ之ヲ儀表トシテ兵卒ヲ戒飾シ斷ニス監視矯正シテ軍服著用ノ名譽ヲ發揮セシムルコトヲ勉ムヘキモノナリ

二十、中隊長ハ内務、衛生、給養其ノ他諸法則ノ實施ヲ確實ニシ且ツ容易ナラシムルカ爲メ中隊ノ兵舎及厩ノ構造ヲ顧慮シテ若干ノ内務班ヲ設ケ下士以下及馬ヲ分屬シ内務班ニハ番號ヲ附シ班中ニテ高級古參ノ下士(曹長ヲ除ク)ヲ以テ其ノ班長トナスモノナリ

#### 第十四章 中隊附諸官ノ職務ニ就テ

#### 第九十問題 中隊附諸官ノ職責ニ就テノ説明

中隊内ノ業務ハ總テ中隊長ノ主宰スル所ニシテ中隊附中少尉及特務曹長以下ハ隨時中隊長ノ命ヲ承ケテ任務ニ服シ中隊長ニ對シ其責ニ任スルヲ本則トス

#### 第九十一問題 中隊附中少尉ノ職務ニ就テノ説明

中隊附中少尉ハ中隊長ノ分身者トシテ中隊長ヲ輔翼シ其ノ命令意圖ヲ隊中ニ徹底セシムルヲ任トス之カ爲ニハ

- 一、自ラ中隊ノ儀表ト爲リ先ツ特務曹長以下中隊ノ幹部ヲシテ一  
致和親忠實ニ勤務セシメ
- 二、下士ノ職權ヲ保護シ兵卒ニ對シテ能ク其ノ命令ノ行ハルルコ  
トニ注意シ

- 三、且兵卒ノ性質、技能、經歷ヲ熟知シ斷ニス其ノ言行ヲ監視シ
  - 四、中隊長ノ有形無形ノ教育ヲ幫助シ
- 其ノ目的ヲ達セシムルコトニ全力ヲ盡スモノトス

#### 第九十二問題 特務曹長ノ職責ニ就キテノ説明



一、特務曹長ハ中隊下士ノ先達者ト爲リ常ニ其ノ一致親睦ヲ圖リ之ヲシテ

1. 其ノ品格ヲ高メ
  2. 技能ヲ練リ
  3. 能ク法則ヲ守リ
  4. 演習勤務ニ勉勵シ
- 篤實以テ中隊ノ慈母タリ助教タルノ責務ヲ盡サシムルコトニ付テ身ヲ以テ之ヲ誘導スルコト

二、1. 兵卒ノ性質、行狀、技能 2. 入隊前ノ履歷

3. 家庭ノ狀況
4. 及兵舎内ニ於ケル起居ノ有様ヲ詳ニシ以テ精神修養學術教育ノ資料ニ供スルコト

三、兵卒ノ父兄及當該地方官公吏ト中隊トノ連繫事務ニ任シ是等ノ者來營スルトキハ

1. 親切ニ應接シ
  2. 其ノ希望ヲ聞キ
  3. 營内ノ狀態、本人ノ行狀勤惰等ヲ告ケ
- 彼是意思ノ疏通ヲ圖ルコト

四、1. 毎日數回兵舎ヲ巡視シ常ニ諸規定ノ確實ニ行ハルルコトヲ勉メ

2. 又給與諸品ノ整頓手入保存ノ行届クコトニ注意シ
3. 常ニ内務班長ヲ教導誘掖シ其ノ職務ノ完全ニ行ハルルコトヲ

圖ル

コト

五、中隊長ノ指圖ヲ受ケ教育ノ關係ヲ顧慮シ下士兵卒ノ勤務割ヲ爲シ週番下士ヲシテ傳達セシムルコト

六、教育及人事ニ關スル事務ノ取扱ニ任シ又文書圖書ノ整理保存ヲ掌ルコト

七、下士以下懲罰處分ヲ受クルモノアルトキハ之ヲ中隊長ノ許ニ連レ行キ申渡ヲ受ケシメ其ノ旨ヲ週番士官其ノ他關係諸官ニ通スルコト

八、營倉入ノ者アルトキハ罰目、日數、隊號、官等級、氏名ヲ記



シタル覺紙ヲ以テ週番大尉ニ報告シ週番下士ヲシテ本人ヲ風紀衛兵司令ニ交付セシムルコト

### 第九十三問題 中隊附曹長ノ職務ニ就テノ説明

- 一、曹長ハ命令ノ受領及傳達ニ任シ其ノ普及ヲ以テ責任トス
  1. 特務曹長擔任外ノ庶務
  2. 日報ノ調製
  3. 及經理事務
- ニ服シ文書ノ整理保存ヲ掌ルコト
- 二、中隊倉庫ノ監守及兵器、練習用具、演習材料、被服陣營具、消耗品其他諸物品ノ出納、保管ニ任シ又中隊ニ於ケル建物ノ保存ニ注意シ修繕等ヲ要スルモノアルトキハ營繕委員ニ申立ツルコト
- 三、前項諸物品ノ請求、受領、修理、交換、返納若クハ買入ニ關シテハ各々其傳票ニ中隊長ノ認證ヲ受ケ之ヲ取り扱ヒ帳簿ニ記載シ其ノ出納ヲ明ニスルコト

- 四、金錢給與ハ中隊長立會ヒノ上曹長自ラ之ヲ爲スハシ若シ支給ヲ受クヘキモノ一時不在ナルトキハ中隊長ノ指圖ヲ請フコト
- 五、下士以下ノ軍隊手牒ヲ預リ置キ必要ノ時内務班長ノ請求ニ應シ之ヲ交付スルコト

### 第九十四問題 内務班長ノ爲スヘキ職務ニ就キテノ説明

- 内務班長ノ職務ハ多般ナリト雖其ノ大概ヲ列記セハ左ノ如シ
- 一、班長ハ班内ノ儀表ト爲リ
    1. 班員ヲシテ勸諭ノ御趣意ヲ心肝ニ銘シ言行必ス之ヲ遵奉セシムヘシ
    2. 又上等兵ヲ教導誘掖シテ其ノ職務ヲ行ヒ易カラシメ
    3. 古參兵ト新參兵トノ間柄ニ注意シ相互友悌ノ道ヲ盡シ和睦一  
致軍隊生活ヲ樂ムノ心ヲ盛ナラシメ
    4. 意志ヲ堅確ニシ



5. 又諸規則ヲ嚴守シ演習勤務ニ勤勉セシムヘシ  
 是レ則チ品性ヲ謹嚴ニシ勞苦ニ耐ヘ勤勉ニ慣ルルノ道ニシテ人  
 生幸福ノ基礎ナルコトヲ能ク理解セシムヘシ又古參ノ者ニ對シ  
 テハ

1. 言語舉動自ラ敬意ヲ表シ

2. 徒ラニ我意ヲ張ルコトナク

古參者ニ從フヘキコトヲ教ヘ遂ニ喜テ上官ノ命令ニ從ヒ水火且  
 辭セサル第二天性ヲ作ルコトニ努力スルコト

二、班長ハ班内ノ雜談ニモ能ク注意シ苟モ誹謗、猜疑、虛偽ニ涉  
 ルコトナク常ニ班員ヲシテ快活無邪氣ナラシメ以テ自然ニ性行  
 ヲ改善セシムルコトヲ期スヘシ又居常姿勢動作ヲ快活ニシ軍人  
 ノ面目ヲ揚クルコトニ心掛ケシムルヘシ其他單簡活潑且ツ明瞭  
 ナル言行ヲ用ヒ漸次地方ノ訛ヲ除キ軍人ノ用語ニ熟セシムルコ  
 ト

### 三、班長ハ

1. 能ク班内兵卒ノ性質、行狀、技能、經歷ヲ熟知シ

2. 特ニ金錢ノ遣ヒ方外出先ノ舉動ニ注意シ

3. 常ニ儉約ヲ守リ成ルヘク外出ノ度數ヲ少クシ

都市華奢ノ風ニ感染スルコトヲ避ケシムヘシ又父兄等ニ金錢ヲ  
 請求スルハ

1. 獨立自營ノ心ヲ害シ 2. 放蕩遊惰ノ途ヲ開ク

モノナレハ軍人ノ面目トシテ之ヲ慎マシムルコト

### 四、班長ハ班員ヲシテ武士ノ嗜トシテ

1. 兵器ヲ尊重シ 2. 之ヲ大切ニ取り扱ヒ

3. 朝夕愛撫シテ心膽ヲ練リ

競フテ其ノ技ニ長セントスルノ心ヲ盛ナラシムルコト

五、班長ハ給與ニ關シテハ曹長ノ指圖ニ從ヒ支給、修理、交換、  
 返納等一切ノ事ヲ取り扱フモノトス是等ヲ各員ニ分配スルトキ



ハ先ツ其ノ用方、保存法ヲ綿密ニ教ヘ總テ官物ヲ大切ニスルト  
 否トハ其人ノ公德如何ヲト知スヘキモノナレハ私物ヨリモ一層  
 大事ニ取扱フヘキモノナルコトヲ示シ一々之ヲ事實ニ現サシム  
 ルコト

總テ支給品ヲ破損紛失セシモノアルトキハ能ク

1. 其ノ原因 2. 破損ノ有様

等ニ留意スヘシ是レ多クハ其本人ノ性質行狀ヲ察知スルニ足ル  
 モノナレハナリ

六、班長ハ被服ニ付テハ常ニ注意ヲ怠ルヘカラス被服諸品ノ分配  
 ニ當リテハ能ク各人ニ適合セシメ常ニ清潔ニシテ規則正シク著  
 装セシムヘシ

1. 演習、勤務、検査等ニ出ルトキ 2. 又ハ外出ノ際  
 ハ自ラ之ヲ検査シ些少ノ不正過誤ト雖モ之ヲ矯正スルコト猶ホ  
 慈母カ愛兒ノ著裝ニ注意スルカ如クナルヘシ

1. 其ノ修理ハ小破ノトキニ於テ各自ヲシテ之ヲ爲サシメ

2. 被服類ニ記シアル隊號年月等ハ常ニ明ナラシメ

3. 洗濯ハ時々自ラ之ヲ行ハシメ

4. 殊ニ襦袢、袴下、靴下等ノ不潔ナラサルコトニ注意シ

5. 靴ハ稍々寛裕ナルモノヲ選ミ革質ヲ常ニ柔カナラシメ踵ヲ歪  
 メサルコト

ニ心掛ケシムルコト

七、班長ハ班内舍室ノ保存掃除及諸物品ノ裝置整頓ニ注意シ外形  
 ヨリスル精神修養ノ手段トシテ斷ニス兵卒ヲ督勵シ規則正シク  
 確實ニ施行スルニ慣レシムルコト

八、班長ハ其班備付ノ物品監守者ト爲リ其ノ定數ヲ明ニシ又兵卒  
 ヲシテ公共物ニ對スル取扱ヒヲ一層丁寧ナラシムヘシ若シ原因  
 不明ノ破損紛失アルトキハ班長自ラ其ノ責ニ任スルモノナルコ  
 ト



九、班長ハ懇ニ火災ノ恐ルヘキ所以ヲ説キ示シ火ノ元ヲ大切ニスルノ習慣ヲ養フコト

十、班長ハ週番士官立會ヒノ上班員ノ日朝日夕點呼ヲ行ヒ特ニ日夕點呼ノトキ曹長ヨリ傳達スル命令ヲ承知シ確實ニ履行セシムルヲ以テ重要ナル責任トス故ニ命令ノ大要ハ手帳ニ筆記シ置キ時々兵卒ニ申シ聞ケ其實行ヲ確認スルニ至リテ止ムコト

十一、班長ハ兵卒ヲシテ個人衛生ヲ事實ニ履行セシムルコトヲ勉ムヘシ其最モ必要ナルハ

1. 外出ノ際暴飲暴食ヲ慎ミ

2. 花柳病感染ノ原因ヲ避クルニ在リ

是等ニ付キテハ班内ノ徳義トシテ品行ヲ慎ムノ風ヲ漸次養成スルコト

十二、班長ハ金錢時計等ヲ所持スルモノアルトキハ

1. 各自ヲシテ確實ニ保管セシメ

2. 相互貸借ヲ禁セラレタル規定ヲ守ラシムヘシ

若シ班内ニ紛失物又ハ犯行者アリタルトキハ週番士官ニ届出ヘシ

1. 專斷其取調ニ從事スヘカラス

2. 荏苒届出ヲ稽緩スヘカラス

3. 固ヨリ同僚相互糾問等ノ事アラシムヘカラス

總テ是等ノ事件發生ノ上ハ隱蔽セス庇護セス有ノ儘ノ事實ヲ表白シテ處分ヲ仰クハ森嚴ナル軍紀ノ要求スルコトヲ普ク銘心セシムルコト

十三、班長ハ班内ニ患者ヲ生セシトキハ日朝點呼ノ際其他隨時週番下士ニ通知シ診斷ヲ受シメ其ノ病狀ヲ承知スルコト

十四、班長ハ臨時外出又ハ休暇ヲ願出ル者アルトキハ能ク其ノ事情ヲ詮議シ許可ヲ請ヒ外出證又ハ外泊證ヲ受ケ本人ニ下付シ歸營後之ヲ返納スヘシ又外出ヲ願出ル者ニハ曹長ヨリ軍隊手牒ヲ



受ケ之ヲ交付スヘシ歸省入院其他事故ノ爲一週日以上不在者ノ諸給與品ハ品目表ヲ添ヘ曹長ニ預ケ置クコト

**第九十五問題 班附下士ノ職務ニ就キテノ説明**

班附下士ハ同心協力班長ヲ補助シ班内ノ成績ヲシテ善良ナラシムルヲ責ニ任ス班長營内ニ在ラサルトキハ別命ヲ待タス高級古參ノ者其職務ヲ代理スルモノトス

**第十五章 命令下達ニ就テ**

**第九十六問題 命令下達ノ本旨ニ就キテノ説明**

命令(諸達、通報等ヲ含ム以下同シ)ノ下達ハ迅速確實ニシテ遺漏誤謬ナク其趣意ヲ貫徹セシムルヲ旨トス

**第九十七問題 隊中ニ於ケル命令ノ基礎ニ就キテノ説明**

聯隊命令ヲ以テ基礎トナス

**第九十八問題**

聯隊副官ノ命令ヲ傳達シ報告ヲ受取ル爲メ聯隊長ノ定ムル時刻(至急ヲ要スルモノハ其ノ都度)ニ於テ日々會報ヲ行フ此際參列スヘキ諸官ニ就キテノ説明

大隊副官及中隊附曹長之ニ參列スルモノトス  
計手、看護長及蹄鐵工長モ亦之ニ參列シ各主管ニ屬スル事件ノミヲ承知ス其他必要ナル諸官參列セシムルコトアリ

**第九十九問題**

命令錄ノ記載上永久ナルカ或ハ一時ナルカヲ區別スルニ方リ一時限リトハ凡ソ何年位ナリヤニ就キテノ説明

凡ソ一ケ年ヲ限リトス

**第一百問題**

將校以下ニ命令ヲ達スルニハ如何ナル方法ニ依ルヤニ就テノ説明  
命令ヲ達スルニハ



- 一、聯隊附將校下士ニハ其原本ヲ大、中隊將校下士ニハ命令録ヲ閱覽セシメ之ニ認證ヲ受クルコト
- 二、兵卒ニハ其要旨ヲ摘ミ之ニ注意ヲ加ヘテ口達スルコト

### 第十六章 兵營及室内裝置ニ就テ

**第一百問題** 兵營内ニ於ケル各室諸倉庫ノ區分ニ就キテノ説明

兵營内ノ各室諸倉庫等ハ編制ノ順序ニ從ヒ業務ノ連繫監視ノ便否ヲ圖リ配置スルモノニシテ通常之ヲ本部、兵舎、厩、砲(車)廠、倉庫、工場炊事場等ニ分チ浴室洗面所、洗濯所、風紀衛兵所、營倉、面會所、酒保、集會所等ヲ附屬スルモノトス

### 第一百二問題 本部ニ就テノ説明

本部ハ聯、大隊本部員ノ事務ニ服シ及本部附下士ノ居所ニシテ之ヲ事務室、下士室、週番室ニ區別ス又爲シ得レハ會報室、講堂等

ヲ附屬スルモノトス

**第一百三問題** 兵舎トハ如何其ノ内務ニ於ケル區分ニ就キテノ説明

兵舎ハ下士兵卒ノ居所ニシテ中隊毎ニ區分シ下士室、兵室ニ分チ中隊事務室、將校室及若干ノ物置ヲ置クモノトス

**第一百四問題** 中隊事務室ニ就テノ説明

中隊事務室ハ中隊長特務曹長ノ事務ヲ取り扱フ所ヲ謂フ

**第一百五問題** 將校室ニ就キテノ説明

將校室ハ中隊附士官及見習士官ノ詰所ニシテ通常週番士官室ヲ兼ヌルモノトス

**第一百六問題** 下士室トハ何ソヤ其ノ區分ニ就キテノ説明

下士室ハ成ルヘク之ヲ事務室ト居室トニ分チ居室ニハ中隊長ノ許可スル倉器其ノ他ノ物品ヲ備ヘ相當ノ裝飾ヲ施スコトヲ得セシム



又曹長及在營六年以上ノ下士若クハ聯隊長ノ指定スル内務班長ニ  
ハ各々一室ヲ給スルヲ得ルモノトス

**第七百七問題 兵室區分法ニ就キテノ説明**

兵室ハ兵舎ノ構造ニ依リ中隊毎ニ若干ノ内務班ヲ分チ兵卒ヲ適當  
ニ配當スルモノトス

**第十七章 委員ニ就テ**

**第七百八問題 聯隊内ニ置カルル各委員ニ就キテノ説明**

- 一、糧秣委員
- 二、兵器委員
- 三、經理委員
- 四、營繕委員

**第七百九問題 兵器委員ノ職責ニ就キテノ説明**

兵器委員ハ

- 一、兵器ノ受領、支給、交換、貯藏、新調經理
- 二、工卒ノ教育
- 三、工場ノ監視及修理

- 四、手入用品ノ購買
  - 五、並新調修理品等ノ検査
- ヲ掌ルモノトス

**第七百十問題 經理委員ノ職責ニ就テノ説明**

經理委員ハ

- 一、諸給與ノ定額受領給與ノ實施
  - 二、金錢物品ノ出納保管ニ係ル事務
  - 三、及工卒ノ教育
- ヲ掌ルモノトス

**第七百十一問題 營繕委員ノ職責ニ就キテノ説明**

營繕委員ハ土地工作物ノ保持營繕ニ關スル報告及請求ニ任シ又委  
託ニ係ル營繕ノ實行ヲ掌ルモノトス

**第七百十二問題 糧秣委員ノ職責ニ就キテノ説明**

糧秣委員ハ其ノ隊糧秣ノ調辨貯藏及炊事ノコトヲ掌リ裝蹄剔毛ニ  
係ル經理事務ヲ兼掌スルモノトス



第十八章 工場ニ就テ

第一百十三問題 工場ニ就キテノ説明

工場ハ

- 一、兵器被服ノ製作修理
- 二、彈藥ノ填實
- 三、及裝蹄、造鐵剔毛
- ヲ行ヒ兼テ工卒ヲ教育スル所ヲ謂フ

第一百十四問題 工場關係主任者ノ職務ニ就テノ説明

關係主任者ハ

- 一、工場ヲ管理シ
- 二、場内ノ軍紀風紀ヲ維持シ
- 三、清潔ヲ保チ
- 四、工業用材料備付物品ノ保存出納及工卒ノ教育ヲ監督スルモノトス

第一百十五問題 工場内ノ規定ニ就キテノ説明

- 一、作業中ハ殊ニ靜肅ヲ旨トシ雜談喫煙ヲ許サス又工場ハ常ニ清

潔ナラシムルコト

- 二、作業中ハ工長ノ許可ナクシテ工場ヲ離ルルコトヲ許ササルコト

- 三、1. 私ニ他人ノ依頼ヲ受ケ諸物品ヲ製作修理シ

- 2. 又ハ諸材料消耗品等ヲ工場外ニ持出スヘカラサルコト

- 四、貸與器具ハ丁寧ニ取り扱ヒ若シ破損紛失等アレハ工長ニ届出ツルコト

- 五、日々作業ノ終ニ於テ

- 1. 工場ノ内外ヲ掃除シ

- 2. 諸物品ヲ整頓シ

- 3. 火爐其他ノ火ヲ消シ

工長ノ検査ヲ受クルコト

第十九章 週番勤務ニ就テ

第一百十六問題 週番諸官任務ニ就キテノ説明

第十八章 工場ニ就テ  
第十九章 週番勤務ニ就テ



週番諸官ハ營内ノ取締ニ任シ軍紀風紀ノ維持諸法則ノ實施如何ヲ  
警視スルヲ任トス

**第一百七問題 週番勤務ノ種別ニ就キテノ説明**

- 一、聯隊週番勤務
- 二、中隊週番勤務

**第一百八問題 週番勤務ノ日數ハ何日ヨリ始マリ何日**

ニ終ルニ就キテノ説明

通常土曜日正午ニ始マリ次週土曜日正午ニ終ルモノトス

**第一百九問題 總テ週番勤務ニ服スル者ハ營外ニ出ツ**

ルコトヲ得ルヤニ就キテノ説明

週番勤務ノ外營外ニ出テサルヲ通則トシ週番將校及特務曹長ハ營  
内ニ宿直スルモノトス

但シ週番士官演習等ノ爲メ營外ニ出ントスルトキハ週番下士ヲ殘  
シ置クヘシ中隊ノ全部營外ニ出ツルトキト雖モ週番下士上等兵ノ  
内一名ハ必ス殘ルヘキモノトス

**第二百十問題 週番勤務交代ノ際上番者ノ爲スヘキ注**

意ニ就キテノ説明

- 一、下番者ヨリ所要ノ申送及物品ノ引繼ヲ受クルコト
- 二、申送終レハ上番者ハ週番勤務上直屬ノ上官ニ申告スルコト

**第二百十一問題 聯隊週番勤務員ノ諸官並ニ其員數ニ**

就キテノ説明

聯隊週番勤務ハ

- 一、中隊長及聯、大隊附大尉ヲ通シ一名(之ヲ週番大尉ト云フ)
  - 二、特務曹長一名
- ヲ以テ之ニ服セシム

**第二百十二問題 週番大尉日常ノ勤務ニ就キテノ説明**

- 一、時々營内ヲ巡視シ又週番士官週番特務曹長及風紀衛兵ニ時刻  
場所ヲ指定シテ巡察セシムルコト

下番ノ衛戍衛兵司令ヨリ其ノ服務中ノ狀態ヲ承知スルコト



- 二、上番諸衛兵及衛戍傳令等ニ服スル人馬ノ數及其ノ軍裝ヲ検査シ必要ノ訓示ヲ與フルコト
- 三、營倉入ノ者(營倉留置者ヲ含ム以下同シ)ノ出入ハ一々承知シ風紀衛兵司令ヲシテ其ノ受渡ヲ掌ラシムルコト
- 四、休日ニ於テ下士以下多數外出シタルトキハ週番士官ヲシテ營外必要ノ場所ヲ巡察セシムルコト
- 五、將官又ハ廉アル巡視ノ爲メ上官來營スルトキハ其ノ送迎ヲ爲スコト
- 六、週番士官週番特務曹長ヨリ代理者ヲ定メ臨時歸宅ヲ願出ル者アルトキ其隊長不在ナルトキハ事情ヲ糺シ之ヲ許スヲ得ルコト
- 七、氣候ノ關係ニ依リ下士以下風紀衛兵ノ服裝ヲ臨時定ムルヲ得ルコト
- 八、下士以下ノ父兄親戚又ハ當該地方官公吏等ニシテ營内ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ差支ナキ限り之ヲ許シ適當ノ者ヲ付シ案内

セシムルコト

- 九、風紀衛兵司令ヨリ面會者ニ付指圖ヲ請フトキハ之ヲ詮議シ許否ヲ定ムルコト
- 十、風紀衛兵司令ヨリ納メ來ル物品持出證ヲ檢シ之ヲ發シタル者ニ返スコト
- 十一、消燈後延燈ヲ許シタル旨週番士官若クハ副官等ヨリ届ケ出ツルトキハ之ヲ風紀衛兵ニ達スルコト
- 十二、本部附下士ニシテ副官退營後公用外出若クハ臨時外出ヲ願出ツル者アルトキハ其ノ事情ヲ糺シ之ヲ許スコト之カ爲週番大尉ノ許ニ若干ノ公用證及外出證ヲ備ヘ置クモノトス
- 十三、物品ノ紛失拾得或ハ犯罪者等アリタルトキ之ヲ要スレハ憲兵隊又ハ警察署ニ照會スル等機宜ノ取計ヒヲ爲スコト

第二百二十三問題

週番特務曹長日常ノ勤務ニ就キテノ

説明



週番特務曹長ハ週番大尉ノ命ヲ承ケ細務ニ従事ス其ノ日常ノ勤務概ネ左ノ如シ

- 一、上番衛兵集合所ニ集リタルトキハ聯隊長ノ定メタル隊形ヲ取ラシメ之ヲ指揮シテ週番大尉ノ検査ヲ受ケシムヘシ検査終レハ受持場毎ニ部署シ衛兵司令ヲシテ守地ニ引率セシムルコト
- 二、時々

- 1. 風紀衛兵所及哨所ヲ巡察シ
- 2. 守則ヲ試問シ

- 其勤務ヲ監督スルコト
- 三、時々面會所商人ノ溜所及馬繫場ヲ巡視シ其ノ風紀ヲ取締リ清潔ヲ維持セシムルコト

- 四、時々各中隊ノ掃除區域ヲ巡視シ其手入保存ニ注意シ又構外ニ出テ墻壁、溝等ニ注意スルコト

- 五、臨時點呼ノ時ハ聯、大隊本部、休養室、酒保集會所等中隊ニ屬セサル場所ノ人員検査ニ任スルコト

### 第二百二十四問題 中隊週番勤務ニ服スル諸官ノ名稱及

其ノ員數ニ就キテノ説明

中隊ノ週番勤務ハ

- 一、中隊附中少尉（士官勤務ニ服スル見習士官ヲ含ム）一名（之ヲ週番士官ト云フ）
- 二、軍曹伍長（伍長勤務上等兵ヲ含ム）一名（之ヲ週番下士ト云フ）
- 三、上等兵二名

### 第二百二十五問題 週番士官ノ職責ニ就キテノ説明

週番士官ハ週番下士上等兵ヲ指揮シ其ノ職務ヲ執行スルモノトス

### 第二百二十六問題 週番士官日常ノ勤務ニ就キテノ説明

- 一、中隊ノ人員及狀況ヲ承知シ患者アルトキハ受診ノ手續ヲ爲サシムヘシ若シ軍醫退營後來診ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ日直ノ



軍醫ニ通報スルコト

- 二、時々兵舎等ヲ巡視シ諸規定ノ實行ヲ監督シ且兵器材料馬等ノ手入ノ際ハ現場ニ臨ミ監視スヘシ又週番下士上等兵ニ場所及時刻ヲ指定シテ巡視セシムルコト
- 三、夜間ハ特ニ火元ノ取締ニ注意シ夜間勤務ニ服スル者ノ勤惰ヲ監視シ兵卒臥寢ノ狀況等ニ注意スルコト
- 四、朝夕及臨時點呼ノ際ハ週番下士ヲ隨ヘ人員検査ニ立會ヒ異狀ノ有無ヲ週番大尉ニ報告スルコト
- 五、公用證、外出證ヲ保管シ必要ニ應シ之ヲ下付スルコト
- 六、公務又ハ修學等ノ爲メ延燈ヲ願出ル者アルトキハ其事情ヲ糺シ時限ヲ定メテ之ヲ許シ覺紙ヲ以テ週番大尉ニ届出ツルコト
- 七、物品持出證ノ下付ヲ願出ツル者アルトキハ其ノ事情ヲ糺シ之ヲ許スコト
- 八、物品ノ紛失、拾得、歸營遲刻者アリタルトキハ週番大尉ニ報

告シ其ノ取調ヘヲ爲スコト

- 九、脱營犯罪者アリタルトキハ臨機處分ヲ爲シ速ニ中隊長週番大尉ニ報告シ其ノ指圖ヲ受クルコト
- 十、取締上ニ關シ週番大尉ヨリ命令若クハ訓示等アリタルトキハ之ヲ所屬中隊長ニ報告スルコト

### 第二百二十七問題 週番下士ノ職責ニ就キテノ説明

週番下士ハ週番士官ノ旨ヲ承ケ週番上等兵ヲ指揮シ細務ニ從事スルモノトス

### 第二百二十八問題 週番下士日常ノ勤務ニ就キテノ説明

- 一、人馬ノ員數及狀況ヲ承知シ患者アルトキハ患者名簿ニ其ノ官級氏名ヲ記シ定時限ニ之ヲ率ヒ診斷ヲ受ケシメ患者名簿ニ所要ノ記入ヲ爲シ軍醫ノ一閱ヲ受クルコト
- 二、不時診斷ヲ要スル者アルトキハ週番士官ニ届ケ出テ其ノ指圖ヲ受クルコト



- 三、入院ヲ要スルモノアルトキハ軍醫ノ指圖ニヨリ之ヲ取扱フヘシ退院ノ場合モ亦同シキコト
- 四、週番士官ヨリ定メラレタル時刻ニ所定ノ場所ヲ巡視シ諸規定ノ確實ニ行ハルルヤ否ヤヲ監視シ消燈後ハ特ニ火ノ氣ノ消滅ヲ確ムルコト
- 五、朝夕及臨時點呼ノ際ハ週番士官ニ隨行スルコト
- 六、日々演習出場ノ人員馬數ヲ調査シ演習時間前ニ之ヲ中隊長及週番士官ニ報告スルコト
- 七、特務曹長ヨリ下士以下ノ勤務割ヲ承知シ之ヲ本人ニ傳ヘ又内務班長ニ通スルコト
- 八、上番衛兵ノ軍裝ヲ検査シ定時限ニ之ヲ率ヒ集合所ニ至リ(衛兵司令週番下士ヨリ高級古參ナルトキハ同官ハ直ニ集合所ニ至ルヘシ)週番特務曹長ノ指揮ヲ受クルコト
- 九、炊事準備ノ爲メ毎日朝食ハ前日夕食後晝食ハ當日朝食後夕食

ハ當日晝食後直ニ週番士官ノ認證ヲ得タル食需傳票ヲ炊事掛ニ送付スヘシ若シ傳票ヲ發シタル後、人員ニ増減ヲ生シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ炊事掛ニ通報スルコト

十、外出スル下士以下ニシテ

1. 兵營ニ歸リ食事セサル者ノ人員
  2. 辨當ヲ要スル人員
  3. 不食料ノ支給ヲ受クヘキ者ノ官等級、氏名
- ヲ内務班長(聯、大隊本部日直下士)ヨリ承知シ
1. 其辨當數ハ炊事掛ニ不食料ノ支給ヲ受クヘキ者ノ氏名ハ曹長及炊事掛

ニ通報スルコト

- 十一、下士以下多數外出シタルトキハ歸營時限後各班ヲ巡視シ異狀ノ有無ヲ週番士官ニ報告スルコト
- 十二、入寢後ハ



1. 脱衾者ナキヤ
  2. 室内換氣適當ナルヤ
- 等凡テ衛生ニ關シ注意ヲ怠ルヘカラス氣候激變ノ際殊ニ然ルコト
- 十三、下士以下延燈ヲ願出ル者アルトキハ之ヲ週番士官ニ申出テ其ノ許否ヲ本人ニ通知スルコト
  - 十四、犯行者アルトキハ其ノ事ノ輕重如何ヲ問ハス直ニ週番士官ニ報告スルコト
  - 十五、營倉入ノ者アルトキハ其ノ著裝携帶品ヲ検査シ罰目日數隊號、官等級、氏名ヲ記シタル覺紙ト共ニ風紀衛兵司令ニ引渡スヘシ又營倉ヨリ出ル者アルトキハ之ヲ同司令ヨリ受取ルコト
  - 十六、面會人アルコトヲ風紀衛兵ヨリ通知シ來ルトキハ之ヲ本人ニ告ケ且ツ特務曹長ニ報告スヘシ若シ本人不在ナルトキハ其行先キ歸營時刻等ヲ同衛兵ニ通知スルコト

## 第二百二十九問題 週番上等兵ノ職務ニ就キテノ説明

### 一、毎朝

1. 室内、廊下、窓、物置、銃架、机腰掛、燈器、火鉢、煖爐等ノ掃除ヲ監視シ
  2. 當番卒ヲ集メ中隊受持ノ場所ヲ掃除セシメ
- 常ニ兵舎内外ノ清潔ヲ保チ又掃除器具ノ保存ニ任スルコト

### 二、屢々

1. 兵舎ノ内外ヲ巡視シ諸規定ノ確實ニ行ハルルヤ否ヲ監視シ
2. 日夕點呼後ハ特ニ各室ヲ見廻リ火鉢、煖爐等ノ火ヲ確實ニ消サシメ

週番下士ノ検査ヲ受クルコト

- 三、1. 演習、勤務等ノ爲メ舍内人少ノトキ
  2. 又ハ烈風ノ際
- ハ巡視ノ度數ヲ増シ盜難火元ノ取締ニ注意スルコト



- 四、食事分配ノトキハ週番下士ノ指圖ヲ受ケ食事番ヲ率ヒ炊事場ニ至リ食事ヲ受取リ之ヲ分配シ食事後ニハ食器ノ員數破損ノ有無ヲ調ヘ之ヲ炊事掛ニ返納スルコト
- 五、營倉入ノ者ニ食事寢具等ヲ差入ルルトキハ検査ノ上風紀衛兵所ニ送り衛舍掛ニ引渡スヘシ食器、寢具等返納ノトキハ衛舍掛ヨリ之ヲ受取ルコト
- 六、苦役ニ處セラレタル者アルトキハ週番士官ノ指圖ヲ受ケ之ヲ指揮シテ苦役ニ從事セシムルコト

### 第二十章 火災豫防、消防及非常呼集ニ就テ

#### 第二百三十問題 火災豫防ニ關シ注意スヘキ事項ニ就キ

テノ説明

凡ソ火災ハ

- 一、人畜ニ危害ヲ及ホシ
- 二、國帑ヲ糜シ

三、軍隊ノ教育及衛生ヲ害スル等

其弊枚舉ニ遑アラヌ而テ多クハ疎虞ヨリ生スルモノトス上下一致全幅ノ注意ヲ以テ其ノ危害ヲ未然ニ豫防セサルヘカラス

#### 第二百三十一問題 火災豫防ニ關シ嚴守スヘキ規定ニ就

キテノ説明

- 一、喫烟ハ舍内ニ在リテハ所定ノ場所外ニ於テスルヲ禁ス舍外ト雖モ彈藥庫、火藥庫、氣球庫、兵器庫、被服庫、厩馬糧庫、薪炭庫等ノ近傍ニ於テスルヲ禁スルコト
- 二、「マッチ」ノ燃殻煙草ノ吸殻ニハ火ノ氣ノ殘ラサルコトニ注意シ火鉢其他火災ノ恐ナキ場所ニアラサレハ之ヲ棄ツヘカラサルコト
- 三、蠟「マッチ」ノ如キ發火ノ早キモノヲ所持スヘカラス普通ノ「マッチ」ト雖モ成ルヘク一箱ヨリ多ク所持スヘカラス酒保等ニ於テモ餘分ニ貯藏スヘカラサルコト



- 四、倉庫内等ニ餘分ノ油紙又ハ油雜巾類ヲ置クヘカラサルコト
- 五、1. 擅ニ火ヲ點スヘカラス
- 2. 裸燈火ヲ使用スヘカラス
- 3. 燈火ヲ所定ノ場所外ニ持行クヘカラス  
又將校以下提燈ヲ使用セサルコトヲ勉ムルコト
- 六、不完全ナル火取ニテ火ヲ運フヘカラス舍外ニテ火ヲ運フニハ蓋ノアル火取ヲ用フルコト
- 七、彈藥其他爆發ノ恐アル物品ヲ舍内ニ置クヘカラサルコト
- 八、煖爐、火鉢等ニ接近シテ薪炭、紙屑、籠類ヲ置クヘカラサルコト
- 九、煖爐ノ蓋ヲ取り又ハ焚口ヲ開ケ放スヘカラス又煖爐火鉢等ハ室ノ壁ヨリ相當ノ距離ヲ隔テ要スレハ金屬板ヲ以テ壁ヲ被フコト
- 十、1. 煖爐ヲ過度ニ焚クヘカラス

- 2. 又煖爐ニテ紙屑類ヲ焚クヘカラス
- 3. 火鉢ニ多クノ火ヲ入ルヘカラス
- 4. 演習出場、諸官退營及消燈後ハ火ヲ消シ餘燼ヲ止ムヘカラサルコト
- 十一、火鉢ハ消火後其ノ定數ヲ表記シアル場所ニ集メテ併ヘ置クヘシ火鉢ノ灰ハ七分目ナルヲ度トスルコト
- 十二、公務又ハ修學ノ爲メ延燈ヲ許サレタル者ハ其室内ニ於ケル總テノ火ヲ消スノ責ニ任シ火ノ氣ナキコトヲ確認シタル後ニアラサレハ就寢スヘカラサルコト
- 十三、烟突ノ裝置ニハ火ノ氣ノ漏レサルコトニ注意シ毎週一回掃除シ煤烟ヲ除クコト
- 十四、營内各部ニ付火元取締ノ責任者ヲ定メ置クモノトス又中隊毎ニ不寢番一二名ヲ置キ火元取締ニ任シ兼テ盜難及衛生ノコトニ注意セシムルコト



十五、工場、集會所、酒保、炊事場、浴室、當番卒ノ居室、倉庫薪炭及燈油ノ格納所ニ於テハ用事ヲ終リ之ヲ閉ツル前火元取締ニ關シ聯隊長ノ指定スル擔任者ハ各受持毎ニ火ノ始末ヲ爲シ火ノ氣ナキコトヲ確認シ其ノ責ニ任スルコト

十六、營内緊要ノ場所ニハ輕便消火器ヲ備ヘ常ニ一定ノ位置ニ置キ下士以下ヲシテ普ク其使用法ヲ知ラシメ又其ノ藥液ハ種類ニ依リ期限ヲ定メテ交換スヘシ水道消火栓ノ位置並ニ其ノ使用法モ亦熟知セシムルコト

十七、彈藥庫ノ傍ニハ目塗土ヲ備ヘ置クコト

### 第三百二十二問題 出火ノ際ニ於ケル各自心得ニ就キテノ説明

出火ノ際ハ大事ニ至ラサル前之ヲ消止ムルヲ以テ第一ノ目的トス故ニ火元若クハ其ノ近傍ニ居合セタルモノハ服裝等ノ如何ヲ顧ミス速ニ之ニ駆付ケ諸種ノ手段ヲ盡シテ消防ニ勉ムヘシ

### 第三百二十三問題 出火ノ際一般ノ場合ニ於ケル動作ニ

#### 就キテノ説明

一、消防隊ハ現時ノ衣袴ノ儘所定ノ場所ニ集合シ消防隊司令ノ指揮ヲ受クヘシ委員附下士、士卒、當番卒各々受持ノ場所ニ至ルヘシ

其他ノ下士以下ハ兵器ヲ携ヘ所定ノ位置ニ集合シ高級古參者ノ指揮ヲ受クルコト

二、其舍室ヨリ出火ノ時ハ集合スルコトナク各自兵器、非常持出書類、公用書類、被服等ノ順序ニ之ヲ舍外安全ノ地ニ持出スヘシ機密圖書ニハ特ニ監視者ヲ付シ其ノ散逸ヲ防クコト

三、軍旗御眞影勅諭等ニ延焼スルノ虞アリテ上官ノ指圖ヲ待ツノ違ナキトキハ當該歩哨ハ勿論其附近ニ居合ス者ハ之ヲ他ニ奉移スルコト

四、營倉入ノ者ヲ出スヲ要スルトキハ風紀衛兵ハ其處置ヲ爲スヘ



シ若シ逃走ノ恐アル者ニハ監視者ヲ付スルコト  
五、週番大尉ハ要スレハ

1. 風紀衛兵哨所ノ數ヲ増加シ

2. 内外ノ警戒ヲ嚴ニシ

妄ニ無用ノ人民ヲ營内ニ入ルヘカラサルコト

六、週番大尉ハ地方消防隊消防組ヲシテ入門セシムルヲ得ルコト

七、營外居住者ニハ週番諸官ヨリ電話若クハ急使ヲ以テ通報スル  
コト

### 第三百三十四問題 非常呼集ノ際將校以下動作ニ就キテ

ノ説明

此ノ號音ニテ

一、將校以下軍裝ヲ爲シ歩工兵ハ舍前ニ整列シテ命ヲ待ツコト

二、風紀衛兵及其控兵ハ衛舍前ニ整列スルコト

三、週番諸官ハ屢々營内ヲ巡視シテ特ニ火元取締ニ注意スヘシ兵

舍ニハ必要ノ監守ヲ置クコト

### 第二十一章 風紀衛兵ニ就テ

#### 第三百三十五問題 風紀衛兵ノ任務ニ就キテノ説明

風紀衛兵ハ兵營毎ニ之ヲ設ケ週番大尉ノ指揮ニ屬シ營内ノ取締ニ  
任シ營門出入ノ者ヲ監視スルヲ以テ任務トス

#### 第三百三十六問題 風紀衛兵ノ歩哨ヲ出スヘキ箇所、服

務ノ時間、一哨所ニ屬スル員數並ニ交代時間ニ就キ  
テノ説明

風紀衛兵ノ其歩哨ヲ出スハ通常軍旗、營門營倉、彈藥庫等トス其  
服務ハ通常二十四時間トシ一哨所ノ爲ニハ兵卒三名ヲ以テ之ニ充  
テ單哨ニシテ概ネ一時間毎ニ交代スルモノトス但シ必要ニ應シ兵  
數ヲ増加シ哨所ノ數ヲ増シ又ハ複哨下士哨ト爲スコトヲ得ルモノ  
トス



第三百三十七問題 風紀衛兵司令並ニ衛舍掛步哨掛ハ如

何ナルモノヲ以テスルヤニ就テノ説明

- 一、風紀衛兵司令ハ通常下士ヲ以テ任スルコト
  - 二、衛舍掛、步哨掛ハ上等兵ヲ以テ任スルコト
- 但シ衛兵ノ人員少キトキハ上等兵一名ヲシテ此ノ兩勤務ヲ兼ネシムルコトヲ得ルモノトス

第三百三十八問題 風紀衛兵ノ服裝ニ就キテノ説明

風紀衛兵ノ服裝ハ軍装トシ雜囊、水筒、脊負袋、器具、手旗、飯盒、豫備靴、携帶天幕、毛布ヲ除クモノトス

第三百三十九問題 風紀衛兵所ニハ彈藥ヲ備フルヤ否ヤ

ニ就キテノ説明

必要ノ場合ヲ除ク外通常彈藥ヲ備付ケサルモノトス

第四百十問題 風紀衛兵司令ノ職責ニ就キテノ説明

風紀衛兵司令ハ週番大尉ノ命ヲ承ケ

- 一、衛兵ヲ指揮シ
  - 二、營倉ヲ監守シ
  - 三、日課ノ諸號音ヲ定時限ニ吹カシメ
- 且衛兵所營倉及備付物品ノ清潔保存ノ責ニ任スヘシ

第四百十一問題 風紀衛兵司令日常ノ勤務ニ就キテノ

説明

- 一、上番衛兵司令ハ下番衛兵司令ヨリ必要ノ申送ヲ受ケ衛舍掛ヲシテ諸物品ヲ受取ラシメ步哨掛ヲシテ步哨ヲ交代セシムヘシ又營倉ニ在ル者ノ人員著裝所持品等ハ自ラ之ヲ検査スヘシ
- 右終レハ上下番衛兵司令ハ週番大尉ノ許ニ至リ其ノ旨ヲ報告シ
- 下番衛兵司令ハ此ノ際報告表及ヒ物品持出證ヲ同官ニ差出スコト
- 二、衛兵交代後直チニ各哨所ヲ巡視シ步哨ニ其ノ守則ヲ試問スヘシ爾後屢々巡察シ步哨ノ勤惰ヲ監視スルコト



- 三、週番大尉ヨリ命セラレタル時刻其他必要ト認ムルトキ營内ヲ巡視シ非違ヲ戒メ特ニ火災豫防ニ注意スヘシ其他部下ノ營内巡察勤務ヲ定ムルコト
- 四、衛兵所ノ時計ハ營内時刻ノ標準ナレハ毎日正午之ヲ正スコト
- 五、表門ハ通常起床號音ニテ開キ夕食號音ニテ閉チ其ノ他ノ諸門ハ聯隊長ノ定ムル時刻ニ於テ開閉スルコト
- 六、將官又ハ廉アル巡視ノ爲メ上官來營スルトキハ速ニ週番大尉ニ報告スルコト
- 七、外來人ニ對シテハ左ノ手續ニ依ルコト
  1. 准士官以上ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ名刺ヲ求メ若クハ氏名ヲ尋ネ之ヲ該官ノ許ニ案内シ又ハ通報シテ其ノ指圖ヲ待ツコト
  2. 下士以下ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ面會所ニ案内ノ後面會ヲ求ムヘキ者ノ隊號、官等級、氏名及本人ノ身分、氏名ヲ面

- 會簿ニ記入セシメ若クハ代筆シ聯、大隊本部附ハ其ノ本人ニ中隊附ハ週番下士ニ通報スルコト
3. 面會ヲ求メラレタル者不在ナルトキハ成ルヘク其ノ行先キ歸營時刻等ヲ告ケ知ラスヘシ若シ入院中ノ者ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ病院所在地經路等ヲ教ユルコト
  4. 面會人傳染病流行地ヨリ又ハ其ノ地ヲ經過シ來リタルトキハ週番大尉ノ指圖ヲ受ケ之ヲ取り扱フコト
  5. 營内參觀ヲ請フモノアルトキハ週番大尉ノ指示ヲ受クルコト
  6. 面會人中風紀ニ害アリト認ムル者アルトキハ週番大尉ニ申出テ其ノ指圖ヲ受クルコト
  7. 總テ外來人ニハ相當ノ禮意ヲ表シ言葉ヲ丁寧ニシ懇切且ツ速ニ取り扱フコト
  - 八、准士官以上及ヒ之ニ準スヘキ者並其ノ隨從者ノ外營外ニ物品ヲ持出サントスル者アルトキハ其ノ持出證ト物品トヲ照合スヘ



シ若シ持出證ナキ者、又ハ證明外ノ物品ヲ携フル者アルトキハ之ヲ止メ週番大尉ニ届ケ出ツルコト

九、表門ノ出入ヲ許スヘキ者左ノ如シ

1. 指揮官ニ依リ引率サレタル者
2. 准士官以上及其隨從者並制服ヲ著ケタル陸軍高等文官
3. 下士以下ニシテ軍隊手牒、公用證、外出證、外泊證ヲ所持スル者

4. 憲兵傳令使及郵便電信ヲ配達スルモノ

5. 門鑑ヲ所持スルモノ

6. 特ニ聯隊長ノ許可セル者

十、兵卒ニ在リテハ夕食時限後下士ニ在リテハ日夕點呼後營門ヲ出入スル者アルトキハ自ラ之ヲ檢スルコト

十一、公用又ハ外出許可ヲ得テ臨時ニ營門ヲ出入スル下士兵卒アルトキモ亦自ラ其ノ證ヲ檢スルコト

十二、歸營遅刻者アリタルトキハ隊號、官等級、氏名及入門時刻ヲ記シ週番大尉ニ報告シ且本人所屬部隊ノ週番下士ニ通報スルコト

十三、衛兵所、營倉及備付物品中破損紛失等アルトキハ其ノ事由ヲ糺シ破損品ニ在リテハ自然ト過誤トヲ區別シ紛失品ニ在リテハ其ノ理由ヲ修理申立帳ニ記入シ週番特務曹長ノ認證ヲ受ケ聯隊本部ニ申出ツルコト

十四、消耗品ハ衛舍掛ヲシテ聯隊本部ヨリ受領セシムルコト

十五、著裝、所持品等ヲ檢査シ營倉ニ錮シ隨時巡視シ營倉ノ清潔及換氣ニ注意スルコト

十六、演習、入浴其他取調等ニテ營倉入ノ者ヲ連レ出ス爲メ週番下士來ルトキハ本人ヲ引渡スコト

十七、營倉ノ開閉ハ自ラ之ヲ爲シ物品出入レノ際ニハ之ニ立會フコト



但シ衛舎掛ヲシテ代理セシムルコトヲ得

十八、衛兵及營倉入ノ者診斷ヲ願出ツルトキハ週番大尉ニ届出テ所屬中隊ノ週番下士ニ通報シ診斷ヲ受ケシムルコト

十九、衛兵中若シ疾病事故等ニテ服務セシメ難キ者アルトキハ週番大尉ニ報告シ所屬中隊ニ代人ヲ請求スルコト

二十、非常又ハ火災アルトキハ衛兵ヲ整列セシメ週番大尉ニ急報シ其指揮ヲ受クヘシ若シ火災ニシテ瞬時モ猶豫スヘカラサルトキハ號音ヲ吹カシメ營倉ノ者ヲ他ニ移シ其他臨機ノ處置ヲ爲スヲ得ルコト

二十一、起床時限前ニ起床ヲ要スル者ノ呼起シテ依託セラレタルトキハ之ニ應スルコト

### 第四百四十二問題 衛舎掛ノ任務ニ就キテノ説明

衛舎掛ハ風紀衛兵司令ノ命ヲ承ケ衛兵所營倉面會所内外ノ清潔保存ニ任シ備付諸物品ヲ監守シ火元取締ニ任スルモノトス

### 第四百四十三問題 衛舎掛日常ノ勤務ニ就キテノ説明

其日常ノ勤務概ネ左ノ如シ

- 一、當番卒ヲ割出シ營門、衛兵所其他受持場ヲ掃除セシメ又窓硝子、燈具其他備付諸品ノ手入ヲ爲サシムルコト
- 二、營倉内ノ掃除ハ營倉入ノ者アルトキハ毎日之ヲシテ掃除セシメ否ラサルトキハ當番卒ヲ使用スルコト

### 第四百四十四問題 步哨掛ノ任務ニ就キテノ説明

步哨掛ハ風紀衛兵司令ノ命ヲ承ケ

- 一、步哨ノ交代ヲ掌リ
  - 二、哨舎ノ清潔保存ニ任シ
  - 三、步哨ヲシテ服裝ヲ正フシ
  - 四、守則ヲ熟知シ
- 之ヲ嚴密ニ實施セシムルヲ以テ任務トス



第二十二章 營倉ニ就テ

第四百十五問題 營倉ニ就キテノ説明

營倉ハ重(輕)營倉ニ處セラレタル者ヲ錮シ又犯罪者ニシテ處分未決ノ者及一時營倉入ヲ必要トスル者ヲ留置ク所トス

第四百十六問題 營倉各房ノ入口ニ掲ケラレタル札ニ

ハ如何ナルコトヲ記スルヤニ就キテノ説明

營倉入ノ者ノ隊號、官等級、氏名重(輕)營倉、留置等其他必要ナル件ヲ記スルモノトス

第四百十七問題 入倉者ノ所持品ハ如何ナルモノヲ許

可スルヤニ就キテノ説明

營倉入ノ者ニハ著用スル被服ノ外物品ヲ所持スルコトヲ許サス但シ用紙若干及勤務書ノ内一本ヲ限り之ヲ許スコトヲ得ルモノトス

第四百十八問題 入倉者ニ面會シ得ルヤ否ヤニ就キテ

ノ説明

公務ノ外面會スルコトヲ許ササルモノトス

第二十三章 當番卒及從卒ニ就テ

第四百十九問題 當番卒ニ就キテノ説明

傳令其他諸雜役ニ充ツル所ノ兵卒ヲ當番卒ト稱ス

第四百五十問題 當番卒ノ交代期限ニ就キテノ説明

特種ノ勤務ニ充ツル當番卒ニシテ屢々交代セシメ難キ者ト雖モ同一兵卒ヲ三ヶ月以上連續使用スルコトヲ得サルモノトス

第四百五十一問題 從卒ハ如何ナルモノヲ選抜スルヤニ

就キテノ説明

主トシテ第三(第二)年兵中品行方正、勤務勉勵、技藝熟達ノ者ヲ選抜スルモノトス

第四百五十二問題 從卒任免ノ際ハ如何ニスルヤニ就キ

第二十二章 營倉ニ就テ  
第二十三章 當番卒及從卒ニ就テ



## テノ説明

從卒ノ任免ハ軍隊手牒ニ記入シ外出等ニ當リ其ノ證據トスルモノトス

## 第百五十三問題 從卒ノ任務ニ就キテノ説明

從卒ハ將校ノ傳令、兵器被服ノ拭淨、貸與馬ノ手入飼方口取ニ任スルモノトス

## 第百五十四問題 從卒ノ使用期限ニ就キテノ説明

同一ノ兵卒ヲ三ヶ月以上使用スヘカラス  
但シ貸與馬ヲ取扱フ從卒ニ在リテハ六ヶ月以内使用スルコトヲ得ルモノトス

## 第百五十五問題 從卒ハ如何ニシテ兵營ヲ出入スルヤ

## ニ就キテノ説明

兵營出入ノ際ハ週番下士及内務班長ニ届出ツヘシ若シ日夕點呼後ナルトキハ其ノ使用者ヨリ證明書ヲ受ケ出入ノ證トスルモノトス

## 第百五十六問題 當番卒一般ノ心得ニ就キテノ説明

## 一般ノ心得左ノ如シ

一、服務スヘキ室内倉庫等ハ常ニ清潔ナラシメ備付物品ハ其ノ數ヲ明ニシ破損紛失等ナキ様丁寧ニ取扱ヒ且ツ妄ニ定メラレタル位置ヲ變ユヘカラス又特ニ火元取締ニ注意スルコト

二、自己ノ用便ノ爲メ許可ナクシテ其ノ服務ノ場所ヲ離ルヘカラサルコト

三、傳令ヲ命セラレタルトキハ其ノ届先ヲ承知シ若シ口上ヲ以テ傳達スヘキトキハ出發前其ノ要旨ヲ復唱シ又用ヲ終ヘタルトキハ速ニ復命スヘシ往復途中ニ於テ私用ヲ辨スル等ノコトアルヘカラサルコト

四、當番卒ノ交代ハ定メラレタル時刻ニ於テ上下番ノ者立會ヒノ上申繼ヲ爲シ監督主任者ニ報告スヘシ又諸物品ノ受渡ヲ爲スニハ品目表ニ照シ破損紛失ノ有無ヲ改ムヘシ破損品アルトキハ自



然ト過誤トヲ分チ又紛失品ニ在リテハ其ノ理由ヲ取調ヘ之ヲ監督主任者ニ報告スルコト  
五、當番卒中高級古參若クハ年長者ハ取締ニ任シ他ノ當番卒ヲ指揮シ之ト共ニ命セラレタル業務ニ服スルコト

### 第二十四章 検査ニ就テ

#### 第二百五十七問題 検査ノ種類ニ就キテノ説明

- 一、軍裝検査
- 二、細密検査
- 三、清潔検査
- 四、兵器分解検査

#### 第二百五十八問題 軍裝検査ニ就キテノ説明

各隊長ノ兵器被服ノ整備保存ノ良否ヲ檢スル爲メ時時行フ検査ヲ謂フ

#### 第二百五十九問題 細密検査ニ就キテノ説明

各隊長ノ兵器被服器具材料建物、陣營具其他諸物品ノ整備及各部

分ノ手入保存ノ良否ヲ檢スル爲メ時々行フ検査ヲ謂フ

#### 第六十問題 清潔検査ニ就キテノ説明

中隊長ノ毎週土曜日午後ニ於テ其管理ニ屬スル諸物件ノ保存手入修理ノ良否ヲ檢スル爲メ行フ検査ヲ謂フ

#### 第六十一問題 兵器分解検査ニ就キテノ説明

兵器ヲ分解シ其ノ細部ヲ検査スルトキハ之ヲ謂フ

#### 第六十二問題 検査ヲ爲シタル者ノ検査後ノ所置ニ

就キテノ説明

- 一、検査ノ結果ニ付キ其可否及將來ニ關スル注意ヲ訓示スルコト
- 二、要スレハ直屬ノ上官ニ之ヲ報告スルコト

### 第二十五章 起居題容儀ニ就テ

#### 第六十三問題 上官ハ兵營起居ニ付テハ全幅ノ注意

ヲ加ヘ軍隊ニ於ケル家庭ノ修養ヲ全フセシムルコト



トテ期セサルヘカラストハ何故ナリヤ其ノ理由ニ就キテノ説明

凡ソ家庭ノ修養足ラサルトキハ如何ニ學校教育完備セリト雖モ有爲ノ青年ヲ造ルコト能ハサルト同様營内ノ修養足ラサルトキハ如何ニ教練ニ熟シ武技ニ長スルモ真正ノ軍人ヲ出スコト能ハサルヲ以テナリ

### 第六十四問題 營内ニ於テ起居ノ動作ニ就キ常ニ遵守スヘキ規定ニ就キテノ説明

營内ニ於テハ左ノ規定ヲ遵守スルモノトス

- 一、室内ニ在リテハ靜肅ヲ旨トシ粗野ノ言行ヲ慎ムヘシ消燈後ハ他人ノ安眠ヲ妨クル所爲アルヘカラサルコト
- 二、總テ官物ハ丁寧ニ取扱ヒ保存ヲ第一トシ紛失セサル様注意スヘシ又特ニ定メラレタルモノ、外官給ノ物品ニ自己ノ氏名符號等ヲ記入彫刻シ又ハ私ニ革靴ニ孔ヲ穿ツヘカラサルコト

三、室内ニ入ルトキハ必ス靴ノ泥土ヲ丁寧ニ拭フコト

四、室内ハ常ニ清潔ニシ能ク整頓シ物品ヲ亂雜ニシ又ハ定メラレタル場所外ニ持行ヘカラサルコト

五、濕氣アル被服ハ物干場ニ出シ乾カスヘシ成ルヘク室内ニ置クヘカラサルコト

六、定メラレタル時間外又ハ場所ニ於テ妄ニ食事スルコトヲ許サス又食事中ハ特ニ他人ノ感情ヲ害シ若クハ鄙陋ニ涉ル言行ヲ慎ムコト

七、階子段ノ昇降及戸ノ開閉ハ靜カニスルコト

八、烟草ハ定メラレタル場所外ニ於テ吸フヘカラス又特ニ許サレタル飲食品ノ外室内ニ於テ飲食スヘカラサルコト

九、室内及ヒ廊下ハ勿論窓ヨリ痰唾ヲ吐クヘカラサルコト

十、紙屑ハ必ス紙屑籠ニ投スヘシ營内ニ散ラシムヘカラサルコト



- 妄ニ釘ヲ打付クヘカラサルコト
- 十二、窓ヨリ流動物其ノ他ノ物品ヲ投ケ又ハ窓ニ物ヲ干スヘカラサルコト
- 十三、私ニ鳥獸ヲ飼フヘカラサルコト
- 十四、大小便ハ厠ノ外ニ於テスヘカラス塵芥ハ塵捨場ノ外捨ツヘカラス又厠、塵捨場ハ特ニ清潔ニスルコトニ注意スルコト
- 十五、兵器、被服其他諸物品ノ掃除ハ定メラレタル場所外ニ於テスヘカラサルコト
- 十六、炊事場浴室、工場、倉庫、砲廠、厩等ニハ妄ニ立入ルヘカラサルコト
- 十七、許可ナキ物品ヲ營内ニ持入り又ハ妄ニ官給品ヲ營外ニ持出スヲ禁スルコト
- 十八、金錢ハ聯隊長ノ制限セシ以上ヲ所持スヘカラス且互ニ之ヲ貸借スルヲ禁スルコト

十九、新聞雜誌類ハ聯隊長ノ許シタルモノニアラサレハ讀ムコトヲ許サス又許可ナク自己ノ發意若クハ他人ノ依頼ニ依リ印刷物ヲ配布スルコトヲ禁スルコト

**第六十五問題 下士以下ハ常ニ寢臺ニ横ハルコトヲ得ルヤニ就キテノ説明**

起床後ヨリ日夕點呼マテハ寢臺上ニ横ハルコトヲ許サス然レトモ一般休日、夜間勤務ヲ爲シタル翌日及ヒ暑中等聯隊長ヨリ午睡ヲ許サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第六十六問題 兵卒物品ヲ遺失又ハ紛失シタルトキ及拾ヒタルトキノ所置ニ就テノ説明**

直チニ内務班長ニ届ケ出ツルモノトス

**第六十七問題 軍人ハ何故服裝ニ注意スルノ要アリヤニ就キテノ説明**

服裝ハ斷ヘス軍人ヲ監視スルモノニシテ其ノ不正不緝ナルハ心性



ノ不確實ナル反應ナレハ服裝ニ付上官ヨリ注意ヲ受クルハ軍人ノ  
一ノ耻辱ナレハナリ

### 第六十八問題 服裝ニ就キ注意スヘキ事項ニ就キテ ノ説明

- 一、頭髮ハ短ク剪ルヘシ帽ヲ冠ルニハ左右ニ歪ミ又ハ仰向ニセス  
其徽章ヲ正シク鼻ノ線モ一致セシムヘシ若シ頤紐ヲ用フルトキ  
ハ適度ニ之ヲ緊ムルコト
- 二、釦「ホツク」「ビシヨウ」ハ之ヲ脱シ置クヘカラス袴ニ在リテハ  
特ニ注意スヘシ又磨クヘキ金物ハ常ニ光澤アラシムルコト
- 三、下襟又ハ襟布ハ上衣ノ襟ヨリ適度ニ現ハスヘシ其他ノ物ヲ頸  
ニ卷クヘカラス若シ病氣ノ爲メ之ヲ要スル場合ニ在リテモ成ル  
ヘク外ニ現ハスヘカラス又襦袢ノ袖口ハ上衣ノ袖口ヨリ多ク出  
スヘカラサルコト
- 四、上衣ハ釦ノ線ヲ正シク體ノ中央ニ置キ袴ハ下ラサル様著スヘ

シ脚袴ヲ用ユルトキハ袴ノ皺ヲ外側ニ正シク集ルコト

- 五、上衣若クハ外套ノ上ニ刀劔ノ帶革ヲ締ムルトキハ其ノ皺ヲ正  
シク體ノ兩側ニ集ルコト

六、衣服ノ表面ニハ鎖紐其他布片等ヲ現ハスヘカラス

- 七、靴ノ踵ヲ踏ミ歪メサルコトニ注意スヘシ長靴ノ鈎紐ヲ外ニ現  
ハスヘカラサルコト

八、被服寢具等ハ兵卒各自清潔ニ洗濯スヘシ然レトモ屢々之ヲ行  
フトキハ地質ヲ弱クスルモノナレハ成ルヘク汚ササル様注意ス  
ルコト

### 第二十六章 休日及外出ニ就テ

#### 第六十九問題 下士兵卒ノ外出時限ニ就キテノ説明

兵卒ノ外出ハ朝食後ヨリ夕食時限マテトシ下士外出ハ日夕點呼時  
限マテトス



**第七十問題** 下士以下營門出入ニ際シテハ如何ニスルヤニ就テノ説明

下士以下營門ヲ出入スルトキハ外出ヲ許サレタルヲ證スルタメ軍隊手牒、公用證、外出證、又ハ外泊證ヲ步哨ニ示スヘシ但シ日夕點呼後ヨリ翌日朝點呼マテノ間ニ營門ヲ出入スルモノハ自ラ風紀衛兵司令ニ届出免許ノ證據ヲ示スモノトス

**第七十一問題** 下士以下物品ヲ營外ニ持出サントスルトキハ如何ニスルヤニ就キテノ説明

一、中隊ニ在リテハ週番士官 二、聯、大隊本部附ハ副官 三、其他ハ關係准士官以上  
ニ物品持出證ヲ請求シ營門ヲ出ルトキ步哨ニ渡シ物品トノ照合ヲ受クルモノトス

**第七十二問題** 外出先ニ於テ守ルヘキ規定ニ就キテノ説明

一、外出ノ際ハ特ニ

1. 服裝ヲ正シクシ
  2. 姿勢動作ヲ嚴確ニシ
  3. 活潑ナル歩法ヲ用ヒ
- 凜乎侵スヘカラサル威儀ヲ備フルヲ要ス凡ソ聯隊ニ於ケル軍紀ノ張弛教育ノ精粗ヲ觀察セント欲スルモノハ下士以下ノ營外ニ於ケル舉動ニ注意スルモノナレハ外出先ニ於ケル各自ノ一舉一動ハ聯隊ノ名譽ヲ代表スルモノト心得常ニ軍人ノ名譽ヲ發揚スルコトニ心掛クルコト

二、公衆ニ對シテハ

1. 穩和謙讓ヲ旨トスヘシ決シテ粗暴野鄙ノ言行アルヘカラサルコト
2. 老幼婦人ニ對シテハ道ヲ避ケ座席ヲ讓リ諸事親切ヲ旨トスルコト
3. 公園劇場其ノ他群集ノ場所ニ在リテハ特ニ容儀ヲ慎ムコト



三、街路ニ於テハ

1. 左側ヲ通行シ人道車馬道ノ別アル所ニ於テハ其ノ區別ヲ守ルコト
  2. 數人同行スルトキ狹キ道路ニ在リテハ二人以上廣キ道路ニ在テモ三人以上併列スヘカラサルコト
  3. 高聲ニ談話スヘカラサルコト
  4. 行進中ハ上級古參者ノ步調ニ倣フコト
  5. 雨雪天ニアラスシテ外套ノ頭巾ヲ冠リ又ハ衣服ノ「カクシ」ニ手ヲ入レ居ル等懦弱ノ行爲アルヘカラサルコト
- 凡ソ活潑ナル動作ハ軍人精神ノ充實ヲ表スルモノナレハ假令用事ナキトキト雖放心徐行スヘカラス
- 況ヤ醉步蹣跚ハ心術ノ野鄙ヲ表スルモノナレハ酒氣ヲ帶フルトキハ一層軍人ノ容儀ヲ正フスルニ注意スルコト
- 四、禁止セラレタル飲食店遊戯場等ニ立入ルヘカラス又軍人ノ品

位ヲ害スルカ如キハ不體裁ノ品物ヲ携フヘカラサルコト

五、外出中非常其他兵營ノ近傍ニ火災アルコトヲ知リタルトキハ直ニ歸營スルコト

六、外出先ニ於テ事故アリシトキハ歸營後直チニ報告スヘシ又差支アリテ定メラレタル時日ニ歸營スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ニ從ヒ市(町)(村)長、憲兵、警察官、驛長、等ノ證明書若クハ醫師ノ診斷書ヲ受ケ歸營後届ケ出ツルコト

第二十七章 炊事場及浴室ニ就テ

第七十三問題 軍隊炊事ノ目的ニ就キテノ説明

軍隊ノ食事ハ

- 一、營養ヲ旨トシ
  - 二、簡易質素ヲ貴フ
- 軍隊炊事ノ目的ハ右ノ趣旨ヲ達シ又戰地ニ於テ迅速且善味ニ炊事スルコトヲ練習セシムルニ在リ



## 第七十四問題 炊事掛リノ主ナル業務ニ就キテノ說明

### 一、炊事掛ハ

1. 經理委員又ハ糧食委員ノ指圖ヲ受ケ當番卒ヲ指揮シ食物ノ調理分配及浴室ノ事務ヲ擔任シ
2. 又糧食品薪炭類ノ請求出納、貯藏及備付諸物品ノ監守ニ任シ其數量ヲ明カニシ  
之ニ關スル計算、記簿ノ事務ニ服スルコト
2. 炊事場、倉庫、浴室ハ常ニ清潔ナラシメ備付諸品ノ手入整頓及貯藏品ヲ腐敗セシメサルニ注意スルコト
3. 備付諸品ノ修理、交換及消耗品ノ受領ヲ要スルトキハ經理委員又ハ糧秣委員ニ申出ツルコト
4. 炊事掛ハ週番下士ヨリ受取食需傳票ニ基キ食事ノ準備ヲ爲シ日日所要ノ米麥其他諸品ノ出納ハ自ラ之ヲ爲シ其都度數量要ス

- レハ其ノ價額ヲ記牒シ倉庫ノ開閉ハ自ラ之ヲ行ヒ炊事中ハ常ニ現場ニ在リテ之ヲ監視シ食品ヲ切ルニハ無駄ノナキコトヲ勉メ亂雜ナラサル様食器ニ盛り且不公平ナキコトニ注意スルコト
5. 食事後食器ヲ返納シ來ルトキハ其員數及破損ノ有無ヲ検査スヘシ若シ食器及炊具等ヲ破損シタル者アルトキハ其隊號氏名品目員數原因等ヲ取り調ヘ經理委員又ハ糧秣委員ニ報告スルコト
  6. 毎朝炊事當番卒集合セハ人員検査ヲ行ヒ被服及手ノ清潔ナルヤ否ヤヲ検査シ皮膚病傳染病患者アルトキハ中隊ニ其交代ヲ請求スルコト

7. 日々殘飯、殘菜等廢物ノ數量ヲ記牒シ經理委員又ハ糧秣委員ニ報告スルコト
8. 常ニ火ノ氣ニ注意シ時々煙突ヲ掃除セシメ竈、浴室、灰捨場ニ餘燼ナキヤ否ヤヲ検査シ尙烈風ノ際ハ屢々巡視シ火災ヲ豫防スルコト



九、用達商人ハ其ノ用事終レハ速ニ炊事場ヲ立チ去ラシムルコト  
**第七十五問題** 浴室ニ於テ守ルヘキ規定ニ就キテノ  
 説明

- 一、浴湯ハ成ルヘク之ヲ多クシ其ノ溫度ハ攝氏四十度乃至四十五度ヲ適度トシ各自ノ入浴時間ハ概ネ十五分間トスルコト
- 二、「トラホーム」、皮膚病、花柳病患者等ハ最後ニ入浴セシムルコト
- 三、被服ノ著脱ハ浴室内ニ於テシ他人ノモノト混同セサル様注意スヘシ金銭、時計等貴重品ハ浴室ニ持チ行クヘカラサルコト
- 四、入浴中ハ靜肅ヲ旨トスヘシ吟歌高聲其他他人ノ妨ケトナルヘキ行爲アルヘカラサルコト
- 五、浴槽内ニ於テ石鹼ヲ使用シ又ハ被服等ノ洗濯ヲ爲スヘカラサルコト

**第二十八章** 入隊兵取扱ニ就テ

**第七十六問題** 宣誓式ニ就キテノ説明

中隊長ハ現役兵入隊ノ當日其面前ニ於テ將校、特務曹長、下士列席ノ上讀法ヲ讀聞セ且ツ所要ノ訓示ヲ爲シ誓文帳ニ署名シ捺印花押若ハ拇印セシメ然ル後御眞影ヲ拜セシムヘシ之ヲ宣誓式ト云フ

**第七十七問題** 入隊式ノ方法ニ就キテノ説明

聯隊長ハ隊中高級古參ノ將校ヲシテ聯隊ヲ指揮シ之ヲ式場ニ整列セシム

入隊兵ハ中隊毎ニ士官、下士、上等兵、若干ヲ附シ聯隊長ノ命シタル將校ノ指揮ヲ以テ聯隊ノ中央前ニ於テ隊號ノ順序ニ從ヒ横隊ニ整列スルコト

- 一、聯隊長、入隊兵ノ中央前ニ至レハ軍旗ハ隊列ヲ離レ聯隊長ノ右側ニ移ル茲ニ於テ入隊兵ノ指揮官ハ圍列ヲ作ラシメ聯隊長ハ勅諭ヲ奉讀スルコト



二、奉讀終レハ入隊兵ノ指揮官ハ之ヲ舊位ニ復セシメ次ニ轉回シテ聯隊ニ面セシム軍旗ハ定位置ニ復シ聯隊長ハ適宜ノ位置ニ在リテ現役兵入隊ノ旨ヲ告達シ且ツ所要ノ訓示ヲ爲スコト

### 第二十九章 除隊兵取扱ニ就テ

#### 第一百七十八問題 除隊式ノ方法ニ就キテノ説明

聯隊長ハ現役兵定期除隊數日前ニ於テ左ノ方法ニ依リ除隊式ヲ行フモノトス

- 一、聯隊長ハ隊中高級古參ノ將校ヲシテ聯隊ヲ指揮シ之ヲ式場ニ整列セシム
- 除隊兵ハ中隊毎ニ一名ノ士官ヲ付シ聯隊長ノ命シタル將校ノ指揮ヲ以テ聯隊ノ中央前ニ於テ隊號ノ順序ニ從ヒ橫隊ニ整列スルコト
- 二、聯隊長除隊兵ノ中央前ニ至レハ軍旗ハ隊列ヲ離レ聯隊長ノ右

側ニ移ル茲ニ於テ聯隊長ハ除隊ノ旨ヲ告達ス次テ除隊兵ノ指揮官ハ圖列ヲ作ラシメ聯隊長ハ在郷軍人ノ心得等ニ關シ所要ノ訓示ヲ爲スコト

- 三、訓示終レハ除隊兵ノ指揮官ハ之ヲ舊位ニ復セシメ次ニ聯隊長ハ善行、適任及技倆證明等ノ證書ヲ付與ス然ル後除隊兵ハ各々本隊ニ歸リ軍旗ハ定位置ニ復シ聯隊ハ分列式ヲ行フコト

#### 第一百七十九問題 除隊式ニ於ケル服裝ニ就テノ説明

除隊式ニ於ケル服裝ハ總テ軍裝（將校ノ野繫、旅囊及下士以下ノ水筒雜囊、脊負袋、器具手旗、飯盒、豫備靴、攜帶天幕、毛巾雨覆、蹄鐵、旅囊、麥囊、水囊ヲ際ク）トス

### 第三十章 酒保ニ就テ

#### 第一百八十問題 酒保ニ就テノ説明

酒保ハ之ヲ聯隊ニ置キ下士以下ニ質素ニシテ品質良好且ツ廉價ナ



ル日用品及慰安ニ必要ナル飲食物ヲ賣リ其ノ便利ヲ圖ル所ヲ謂フ  
**第八十一問題** 酒保ノ開閉時刻ニ就テノ説明

酒保ハ通常毎日晝食後ヨリ日夕點呼マテ開クモノトス但シ一般休  
日ニハ朝食後ヨリ開クコトヲ得

**第八十二問題** 下士以下ニ在リテハ何處ニ於テ飲食

物ヲ飲食スルヤニ就キテノ説明  
飲食物ハ

- 一、下士ニ在リテハ其ノ集會所
- 二、兵卒ニ在リテハ酒保内

ニ於テ飲食スルヲ例トス

但シ聯隊長ヨリ特ニ許サレタル場所及ヒ飲食品ハ此ノ限ニ在ラス

**第八十三問題** 酒保ニ就キ飲食物ヲ買フコトヲ得サ

ル者トハ如何ナル者ナルヤニ就テノ説明

- 一、處罰中及犯行取調中ノ者
- 二、衛兵勤務中ノ者
- 三、軍醫ノ診斷ニ依ルモノ
- 四、其他上官ヨリ禁セラレタル者

**第八十四問題** 酒保ニ於テ守ルヘキ規定ニ就キテノ

説明

一、靜肅ヲ旨トシ禮讓ヲ重ンスヘシ決シテ風紀ヲ亂リ他人ノ妨ケ

トナルヘキ言行アルヘカラス又武裝ノ儘飲食スヘカラサルコト

二、物品又ハ切符ノ購入ニ前後ヲ爭フヘカラス紙片飲食物ヲ棄テ

場内ヲ不潔ナラシムヘカラサルコト

三、器具並ニ備付品ヲ所定ノ場所外ニ持チ行クヘカラス若シ破損

紛失セシメタルトキハ委員附下士ニ届ケ出ツルコト

四、代價ハ其ノ都度支拂フヘシ若シ切符ヲ用フル場合ニ於テ當日

使用セサルモノアルトキハ酒保鎖閉前現金ト引キ換テ請求スル

コト

**第八十五問題** 委員附ノ職務ニ就テノ説明

委員附ハ日々賣上金ヲ精算託牒シ殘品ト照シ現金ハ酒保ノ當座用  
金櫃ニ納メ翌日賣上日計表ト共ニ委員主計ニ納ムヘシ賣品ハ日々



賣品受拂簿ニ記入スルモノトス

一三三

### 第三十一章 小銃ノ保存手入法ニ就テ

其一 分解及結合ニ就テ

#### 第百八十六問題 普通ノ分解及結合ニ當リ一般ニ顧慮

スヘキ事項ニ就キテノ説明

- 一、銃ハ手入及検査等其ノ必要ニ應スル部分ノミヲ分解シ猥リニ他ノ部分ニ及ホスヲ禁スルコト
- 二、分解及結合ノ際ニハ規定ノ順序ヲ違ヘサル如クスルコト
- 三、分解シタル部品ハ正シク併列シ
  1. 他ノ銃ノ部品ト混同シ
  2. 或ハ地上ニ墜落シ破損紛失等ノコトナキ様ニ注意スルコト
- 四、一銃ノ各部品(螺線發條及螺子ヲ除ク)ニハ總テ同一ノ部品番號ヲ打刻シアルヲ以テ結合ニ際シテハ若シ他銃ノ部品ト混同ス

ルトキハ銃ノ機能及保存ヲ害スルコトアルヲ以テ其ノ部品番號ニ注意シ他銃ノ部品ト混同セサルコト

五、螺子ヲ戻回スルニハ轉螺器ヲ其頭溝ニ充分嵌入セシメ適當ニ壓迫ヲ加ヘ以テ

1. 偏倚或ハ滑脱ノタメ頭部ヲ損シ

2. 若クハ他ノ部器ヲ損スルコトナキ様ニ特ニ注意スルコト

六、轉螺器ハ通常螺子戻回ノ初期ニ使用シ其ノ戻回容易トナリタル後ハ指頭ヲ以テ戻回スルコト

七、螺子ヲ螺著スルニハ初メ指頭ヲ以テ回轉シ最後ニ轉螺器ヲ使用シ能ク緊定スルヲ必要トス然レトモ螺子ニハ強力ヲ用ユヘカラサルコト

八、分解及結合困難ナルモノハ必ス銃工ヲシテ取扱ハシムルコト等トス

#### 第百八十七問題 普通分解及結合シ得ル各部品ノ名稱

第三十一章 小銃ノ保存手入法ニ就テ

一三三



ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、遊底及遊底履
- 二、彈倉底飯及受筒飯
- 三、棚 杖
- 四、負 革

第百八十八問題 三十年式銃ニ於テ尾筒ヨリ遊底ヲ離

脱スル上ニ就キテノ説明

- 一、銃ヲ水平ニシテ机上ニ置クコト
  - 二、銃身ヲ上ニ銃口ヲ前ニスルコト
  - 三、左手ニテ下方ヨリ銃把ヲ握ルコト
  - 四、其拇指ヲ以テ遊底駐子頭ヲ壓スルコト
  - 五、右手ニ槓桿ヲ握リ垂直ニ起スコト
  - 六、遊底ノ後部ヲ低下セシメサル様注意シテ靜カニ抽出スルコト
  - 七、床鼻ヲ損セサルニ注意スルコト
- 等トス

第百八十九問題 三十年式銃ニ於ケル遊底ノ分解法ニ

就キテノ説明

遊底ノ分解ハ左ノ順序ト方法ニ依ルモノトス

一、遊頭ノ離脱

- 1. 左手ニテ遊底ヲ握リ其ノ頭部ヲ上方ニスルコト
  - 2. 右手ニテ抽筒子及蹴子頭ヲ撮ミ九十度左ニ旋回シテ靜カニ抽出スルコト
  - 3. 抽筒子ハ外方ニ蹴子ハ後方ニ遊底ヨリ分離スルコト
- 二、擊莖駐螺ノ離脱
- 1. 棚杖ニ依ル分解

- (イ) 擊莖駐螺ヲ上方ニ槓桿ヲ左方ニスルコト
- (ロ) 左手ニテ槓桿脚ヲ握ルコト
- (ハ) 右手ノ食指ヲ上ヨリ副鐵鈎ニ鈎シ右方ニ九十度旋回シテ擊鐵ノ擊發段ヲ渦狀底ニ移スコト



- (ニ) 槓桿ヲ右方ニシ左方ノ拇指ト食指ニテ擊莖駐螺頭ヲ撮ムコト
- (ホ) 拇指ニテ其發條ヲ壓シツ、左へ旋回シテ其ノ螺子部ヲ擊鐵ヨリ脫スルコト
- (ヘ) 銃ヲ垂直ニ立テ(銃身ヲ左方ニス)槓桿ヲ銃身ト反對側ニ位置スル如クシ擊莖ヲ棚杖頭ニ裝入スルコト
- (ト) 右手ニテ圓筒頭部ヲ銃身ト共ニ支持シテ圓筒ヲ銃身ト平行セシムルコト
- (チ) 左手ニテ槓桿ノ下方ヲ握リ其ノ食指ヲ槓桿ニ鈎スルコト
- (リ) 圓筒ヲ垂直ニ保チツ、兩手ニ力ヲ加ヘテ靜カニ圓筒ヲ壓下シ擊莖駐螺ヲ脫落セシメサル如ク注意シテ副鐵ヨリ抽出スルコト
- (ヌ) 右手ニテ之ヲ撮ミ外方ニ開キテ之ヲ脫スルコト  
但シ圓筒壓下ノ際圓筒ヲ斜ニスルトキハ擊莖尖部ヲ屈曲ス

- ルヲ以テ注意ヲスルコト
  - (ル) 駐螺ノ脫シタルトキハ右手ニテ再ヒ圓筒頭部ヲ握リ靜カニ兩手ノ力ヲ緩メテ圓筒ヲ扛上セシムルコト
  - (ヲ) 右手ニテ上帶ノ下部ヲ握リ左手ノ指ヲ擊莖ニ添エ其ノ落下ヲ防キツ、之ヲ棚杖ヨリ脫スルコト
  - (ワ) 次ニ擊莖尖部ヲ握リ擊鐵及副鐵ヲ落下セシメサル如クシテ圓筒ヲ出ス(往々擊莖ノ鏢部圓筒部ニ鈎シアルコトアリ然ルトキハ擊莖ヲ少シク動カシテ之ヲ脫スヘシ)コト
  - (カ) 然ル後擊鐵及副鐵ヲ脫スルコト
2. 補助分解器ニ依ル分解
- (イ) 擊鐵ヲ擊發段ノ渦狀底ニ移シタル後擊莖先部ヲ分解器ニ裝スルコト
  - (ロ) 左手ニテ槓桿脚ヲ握ルコト
  - (ハ) 拇指ヲ槓桿ニ懸ケ少シク圓筒ヲ壓シツ、左手ノ拇指ト食



指ニテ擊莖駐螺ヲ握ルコト

(ニ)其發條ヲ拇指ニテ強ク壓シツ、左ニ旋回シテ螺子ヲ擊鐵ヨリ脱スルコト

(ホ)圓筒ヲ充分ニ壓迫シテ駐螺ヲ副鐵ヨリ抽出スルコト

(ヘ)右手ヲ以テ之ヲ擊莖頭ヨリ離スコト

(ト)然ル後左手ノ壓迫ヲ緩メ擊莖其ノ他ヲ分解スルコト

### 第百九十問題 三十年式銃ニ於ケル彈倉發條ノ分解法

ニ就キテノ説明

彈倉發條ヲ分解スルニハ左ノ順序ト方法ニ依ルモノトス

一、左手ニ底飯ヲ握ル(大端ヲ前ニス)コト

二、右手ニ轉螺器ヲ取ルコト

三、其ノ内部ヲ右側ヨリ發條下ニ裝入(發條室ノ巾狭キ部分)スルコト

四、少シク之レヲ扛起シ左右ニ偏セシムルコトナク正シク後方ニ

コト

### 抽脱スルコト

受筒飯ヨリ發條ヲ脱スルニハ

一、受筒飯ノ上面ヲ下方ニスルコト

二、其ノ小端ヲ後方ニスルコト

三、右手ニ轉螺器ヲ握リ其ノ内部ヲ受筒飯發條ノ先端ニ裝入シテ

之レヲ支持スルコト

四、左手ノ拇指ニテ發條ヲ左方へ抽出スルコト

但シ彈倉發條ノ分解ハ已ムヲ得サルトキノ外ハ行ハサルモノトス

### 第百九十一問題 三十年式銃ニ於ケル尾筒へ遊底ヲ結

合スル其ノ方法ニ就キテノ説明

尾筒へ遊底ヲ結合スルニハ左ノ如クスルモノトス

一、銃ヲ分解ノトキト同様机上ニ置クコト

二、左手ニテ銃把ヲ下ヨリ握ルコト

三、右手ニテ槓桿ヲ持チ靜カニ尾筒ニ裝入スルコト



而シテ其ノ裝入ノ以前ニ於テ

- 一、銃子ハ正シク左方ニ駐退柵上ニ位置シアルヤ
  - 二、副鐵ノ鈎部ハ槓桿ト直角ヲナシ左方ニ位置シアルヤ
- 等ニ注意スルヲ緊要トス

### 第百九十二問題 三十年式銃ニ於テ遊底ヲ結合スル爲

メ必要ナル順序ト方法トニ就テノ説明

遊底結合ノ順序ト方法ヲ述フレハ左ノ如シ

- 一、擊鐵ノ結合
  1. 左手ニテ圓筒ヲ握ルコト
  2. 鏢部ヲ上方ニシテ擊鐵ヲ後部ノ窓内ニ容レルコト
  3. 溝部ヲ上ニシテ擊發段ヲ渦狀底ニ位置セシムルコト
- 二、副鐵ノ結合
  1. 鈎部ヲ槓桿ト反對側ニシテ圓筒鏢部ニ裝入スルコト
  2. 其下端ヲ擊鐵ニ吻合セシムルコト

但シ副鐵及擊鐵ニ打刻シアル〇印ハ上下ニ一致スルヲ要ス

### 三、擊莖ノ結合

1. 擊莖ニ發條ヲ裝スルコト
2. 右手ニ先部ヲ握リ圓筒ニ裝入スルコト

### 四、擊莖駐螺ノ結合

1. 柵杖ニ依ル結合法
  - (イ) 豫メ銃ヲ垂直ニ立テ(銃身ヲ左方ニス)槓桿ヲ銃身ト反對側ニ位置スル如クシテ擊莖ヲ柵杖頭ニ裝入スルコト
  - (ロ) 右手ニテ圓筒頭部ヲ支持シテ圓筒ヲ銃身ト平行セシムルコト
  - (ハ) 左手ニ槓桿ノ下方ヲ握リ其ノ中指ヲ槓桿ニ鈎スルコト
  - (ニ) 圓筒ヲ垂直ニ保チツ、両手ニ力ヲ加ヘテ靜カニ圓筒ヲ壓下シテ擊莖後部ヲ副鐵面ヨリ抽出スルコト
  - (ホ) 圓筒ノ壓迫ヲ左手ニテ保チツツ右手ニ擊莖駐螺ヲ採リテ



左手ノ補助ニヨリツツ撃莖後部ニ裝シ靜カニ圓筒ノ壓迫ヲ緩メルコト

(ヘ)然ル後圓筒ヲ欄杖ヨリ脱シテ右手ノ拇指ト食指トニテ駐螺頭ヲ撮ミ同發條ヲ拇指ニテ充分壓迫シツ、右ニ旋回シテ螺子部ヲ撃鐵ニ螺着スルコト

(ト)次ニ副鐵鈎ヲ槓桿ト直角ノ位置ニ移スコト

2. 補助分解器ニ依ル結合法

(イ)撃莖ノ結合終リタルトキハ其ノ先部ヲ分解器ニ裝入スルコト

(ロ)左手ニ槓桿脚ヲ握リ拇指ヲ槓桿ニ懸ケ充分圓筒ヲ壓迫スルコト

(ハ)右手ニ駐螺ヲトリテ撃莖後部ニ裝シ全ク圓筒ノ壓迫ヲ緩メタル後更ニ少シク壓迫シツツ右手ニテ駐螺發條ヲ充分壓迫シテ旋回螺着スルコト

(ニ)次ニ副鐵鈎ヲ槓桿ト直角ノ位置ニ移スコト

3. 駐螺ノ結合ニ就テハ左ノ諸件ニ注意スルヲ必要トス

(イ)駐螺ノ下面ハ約副鐵鈎ノ後面ニ接スルコト

(ロ)頭部ノ溝ハ副鐵鈎ニ約平行スルコト

(ハ)發條頭ハ副鐵鈎ト約直角ニ位置シ其發條頭溝ノ空隙ハ半徑方向ニ對シ長方形ナルカ少クトモ正方形ナルコト

五、遊頭ノ結合

1. 蹴子及抽筒子ヲ裝シタル後右手ニ之レヲ撮ミ蹴子ヲ槓桿ト同方向ニ位置セシムルコト

2. 遊頭ヲ裝入シ右ニ九十度旋回シテ蹴子ヲ左側駐退柵上ニ位置セシムルコト

第九十三問題 三十年式銃ニ於ケル彈倉發條ノ結合

法ニ就キテノ説明

彈倉發條ヲ結合スル爲メ



一、受筒飯ニ發條ヲ裝スルニハ

1. 受筒飯ノ上面ヲ下ニ大端ヲ後方ニスルコト
2. 同發條ノ先端ニ轉螺器ノ刃部ヲ左側ヨリ裝入スルコト
3. 左手ニ受筒飯ト共ニ之レヲ支持スルコト
4. 右手ニ彈倉發條ノ結節部ヲ握ルコト
5. 左角ヲ受筒飯發條先部ノ方ヨリ裝入シテ結合スルコト

二、發條ヲ底飯ニ結合スルニハ

1. 左手ニ底飯ヲ握リ小端ヲ後方ニスルコト
2. 右手ニ彈倉發條ノ小端ヲ撮ミ其ノ大端ヲ底飯中央ノ最モ廣キ部ニ致スコト
3. 左右ニ偏スルコトナク靜カニ前進セシメテ結合スルコト

### 第九十四問題 特別分解及結合ナル意義ノ説明

特別分解及結合トハ

- 一、上 帶
- 二、用心鐵及下支鐵並彈倉
- 三、下 帶

四、木 被 五、銃 身 六、上支鐵

ナル各部品ノ全部或ハ其ノ一部ヲ分解シ又結合スルコトヲ云フ

### 第九十五問題 三十年式銃ニ於ケル上帶ノ分解法ニ

就キテノ説明

上帶ヲ分解スルニハ左ノ如クナスモノトス

- 一、銃ヲ立テテ銃身ヲ前ニスルコト
- 二、左手ニテ上帶ノ下部ヲ握ルコト
- 三、其拇指頭ヲ以テ上帶發條ヲ充分強ク壓迫スルコト
- 四、右手ニテ上帶ヲ握リテ之レヲ上方ニ抽脱スルコト
- 五、抽脱困難ナルモノハ小銃分解器ヲ使用スルコト

### 第九十六問題 三十年式銃ニ於ケル用心鐵及下支鐵

並彈倉ノ分解ヲ行フ方法ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、銃身ヲ下ニシテ銃ヲ托架上ニ置クコト



- 二、尾筒長短兩駐螺ヲ拔クコト
- 三、次ニ銃身ヲ上ニシテ支鐵駐螺ヲ戻回スルコト
- 四、再ヒ又銃身ヲ下方ニシテ用心鐵ヲ徐ロニ動カシツツ前後ヲ齊等ニ離脱スルコト
- 五、右ノ際下支鐵ヲ墜落セシメサル様注意スルコト
- 六、若シ銃托架ヲ使用セサルトキハ銃ヲ立テ同要領ニ依リテ分解スルコト
- 七、彈倉ヲ用心鐵ヨリ脱スルニハ上方ヘ靜カニ抽出スルコト

### 第百九十七問題 三十年式銃ニ於ケル下帶ノ分解ニ就

キテノ説明

- 左ノ如シ
- 一、銃ヲ立テ銃身ヲ左方ニスルコト
- 二、左手ニテ下帶發條ヲ壓スルコト
- 三、右手ヲ以テ下帶ヲ撮ミ靜カニ上方ニ脱スルコト

- 四、抽脱困難ナルモノハ小銃分解器ヲ使用スルコト
- 五、銃床ヲ損セサル如ク注意スルコト

### 第百九十八問題 三十年式銃ニ於ケル木被ノ分解ニ就

キテノ説明

- 左ノ如ク行フモノトス
- 一、銃身ヲ上ニシテ右手ヲ以テ木被ノ前端ヲ撮ムコト
- 二、少シク扛起シテ徐ロニ前方ニ脱スルコト

### 第百九十九問題 三十年式銃ニ於ケル銃身ノ分解ニ就

キテ知得スヘキ方法ノ説明

銃身ノ分解法ハ左ノ如シ

- 一、銃ヲ下ニシテ銃托架ノ上ニ置クコト
- 二、左手ニ照尺部ヲ支ヘルコト
- 三、右手ニテ輕ク彈倉ノ前方ヲ叩キテ之レヲ脱スルコト
- 四、此ノ際銃身ノ前後ハ成ルヘク平行ニシテ銃床ヲ離ル、カ如ク



ニ注意スルコト

- 五、若シ銃托架ヲ使用セサルトキハ銃身ヲ下ニシ銃把ヲ左腋下ニ挟ミ同要項ニヨリテ分解スルコト
- 六、銃身ヲ脱シタル銃床ハ火氣又ハ日光ニ近ク位置セシムヘカラサルコト
- 七、成ルヘク速ニ銃床ノ屈撓ヲ避ケンカ爲メニ銃身ト結合スルコトニ注意スルコト

**第二百問題** 二十年式銃ニ於ケル上支銃ノ結合上知得スヘキ方法ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、銃床ヲ水平ニ銃托架或ハ机上ニ置クコト
- 二、上支鐵ヲ撮ミテ其ノ位置ニ安頓セシムルコト

**第二百一問題** 二十年式銃ニ於テ身銃ヲ結合スル爲メ知得スヘキ事項ニ就キテノ説明

次ノ如シ

- 一、銃床ヲ水平ニ銃托架或ハ机上ニ置クコト
  - 二、右手ノ食指ヲ尾筒ノ後部圓筒室ニ裝入スルコト
  - 三、左手ニテ銃口部ヲ握リ銃ヲ水平ニ支持シテ靜カニ銃床ニ裝入スルコト
  - 四、全體ニ亘リテ能ク安頓シアルヤ否ヤヲ確カムルコト
- 斯クシテ銃身及尾筒下面ニ手ヲ觸レサル如ク注意スヘシ然ラサレハ下面ノ格納礦油ヲ剝脱スルニ至ルモノトス

**第二百二問題** 二十年式銃ニ於ケル木被ノ結合ニ就キ

テノ説明

- 木被ヲ結合スルニハ左ノ如ク行フモノトス
- 一、銃ヲ水平ニ銃托架或ハ机上ニ置クコト
  - 二、右手ニテ木被ヲ撮ムコト
  - 三、前端ヲ少シク扛起スルコト



四、其ノ後端ノ縁鐵ヲ前方ヨリ照尺座前端ノ同室ニ裝入スルコト

五、然ル後銃床面ニ接着セシムルコト

## 第二百三問題 三十年式銃ニ於ケル下帶ノ結合法ニ就

キテノ説明

下帶ノ結合ヲ行フニハ

一、銃ヲ立テ左手ニテ木被ノ上部ニ於テ銃ヲ握リ銃身ヲ左方ニスルコト

二、右手ニ下帶ヲ握リ照星ニ接觸セサル如ク注意シテ徐ロニ銃床ニ裝入シ其ノ位置ニ安頓セシムルコト

(歩兵銃ハ下帶鑰環ヲ銃床ノ下面ニ騎銃ハ左側ニアル如クニ裝着ス)

三、又裝入ニ就テハ下帶端面ヲ常ニ銃身軸ニ直角ニ支持シ左右ニ偏避セシメサル如ク注意スルコト

四、又下帶ノ裝入困難ナルトキハ小銃分解器ヲ用ユルコト

但シ銃床ヲ損セサル様注意スルヲ緊要トス

## 第二百四問題 三十年式銃ニ於ケル用心鐵、下支鐵、

竝彈倉ノ結合ニ就キ知得スヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

一、銃身ヲ下ニシテ銃托架上ニ置クコト

二、用心鐵ニ彈倉ト下支鐵ヲ裝シタル後兩手ニテ支持スルコト

三、其前後ヲ齊等ナル如ク注意シテ銃床ニ裝入スルコト

四、然ル後螺子ヲ指頭ニテ螺入スルコト

(最短ノ駐螺ヲ用心鐵ノ前方ニ其ノ次ノ駐螺ヲ用心鐵ノ直後ニ最長ノ駐螺ヲ上支鐵ニ螺入ス)

五、次ニ轉螺器ヲ以テ螺子ヲ前後交互ニ旋回シテ充分強ク緊定スルコト

六、若シ銃托架ヲ使用セサルトキハ銃ノ左側ヲ机上ニ托シ同要領



ニ依リテ結合スルコト  
但シ轉螺器ヲ以テ螺子ヲ旋回スルニハ銃ヲ斜ニ立ツルヲ緊要ナリ  
トス

### 第二百五問題 三十年式銃ニ於ケル上帶ノ結合ニ就キ

テノ説明

- 一、上帶ヲ結合スルニハ
- 一、銃ヲ立テルコト
- 二、左手ニテ上帶位置ノ下部ヲ握リ銃身ヲ前方ニシ其拇指ニテ上帶發條ヲ壓スルコト
- 三、右手ニ上帶ヲ握リ照星ニ觸レサル如クニシテ徐ロニ銃床ニ装着スルコト
- 四、若シ其裝入困難ナルトキハ小銃分解器ヲ使用スルコト  
但シ銃床ヲ損セサル如ク注意スルヲ必要トス

### 第二百六問題 三八式銃ニ於テ尾筒ヨリ遊底反覆ノ離

脱ヲ行フニ當リ其ノ順序及方法ニ就キテノ説明

- 尾筒ヨリ遊底反覆ヲ離脱スルニハ左ノ如ク行フモノトス
- 一、銃ヲ水平ニ机上ニ置キ銃身ヲ上ニシ銃口ヲ前ニスルコト
- 二、槓桿ヲ起シテ遊底ヲ遊底駐子ニ鈎スル迄後退セシメ手ヲ槓桿ヨリ離スコト
- 三、左手ノ拇指ニテ遊底駐子ヲ充分外方ニ開クコト
- 四、右手ヲ以テ遊底覆上ヨリ遊底ノ後部ヲ握リ（拇指ヲ槓桿ノ左方ニ他ノ四指ヲ右方ニス）指頭ヲ淺ク其ノ下部ニ位置セシメタル後靜カニ後方ニ抽出スルコト  
（指ヲ遊底ノ下面ニ廻ハスハ抽出ノ際擊莖駐脚筒ニテ床鼻ヲ損セサル爲メナリ）

### 第二百七問題 二八式銃ニ於ケル遊底ヲ分解スル爲メ

其ノ順序ト方法トニ就キテノ説明  
左ノ如シ



一、擊莖駐脚ノ離脱

1. 左手ニ遊底ヲ握リ頭部ヲ下方ニ向クルコト
2. 右手掌ニテ擊莖駐脚ノ後面ヲ壓迫シテ之レヲ充分左方ニ旋回シタル後徐ロニ壓迫ヲ緩ムルトキハ駐脚ハ擊莖發條ノ彈發力ノ爲メ自ラ外方ヘ離脱スルコト
3. 此ノ際圓筒後部ヲ低下スルトキハ擊莖墜落スルヲ以テ注意スルコト

二、擊莖及同發條擊發段ニ指ヲ掛ケ或ハ圓筒ヲ倒ニシテ脱スルコト

三、抽筒子ノ離脱

1. 左手ヲ以テ槓桿ト共ニ圓筒後部ヲ握ルコト
2. 槓桿ヲ下方ニスルコト
3. 右手ヲ以テ下ヨリ抽筒子ノ中央部ヲ圓筒ト共ニ強ク握ルコト
4. 槓桿ヲ右方ニ充分旋回スルコト

5. 然ル後右手ノ拇指ニテ抽筒子背ノ段部ヲ左手ノ拇指ニテ後縁ヲ共ニ靜ニ前方ニ押シテ離脱スルコト

**第二百八問題** 二八式銃ニ於ケル彈倉底飯及受筒飯ノ離脱ヲ行フ爲メ知得スヘキ順序ト方法ニ就キテノ說明

次ノ如シ

- 一、銃身ヲ上ニシ銃ヲ机上ニ置クコト
- 二、左手ヲ底飯ノ下方ニ添ヘルコト
- 三、右手拇指ニテ彈倉駐子槓桿ヲ壓シテ離脱スルコト
- 四、彈倉發條ヲ底飯及受筒飯ヨリ脱スルニハ發條ノ後部ヲ少シク扛起シテ靜カニ後方ニ抽出スルコト

**第二百九問題** 二八式銃ニ於ケル棚杖ヲ離脱スル爲メ必要ナル順序ト方法トニ就キテノ說明  
次ノ如シ



- 一、銃ヲ立テ、銃身ヲ前ニスルコト
- 二、左手ニテ上帶ノ下際部ヲ握リ其ノ拇指ヲ以テ上帶發條ノ上部ヲ強ク壓スルコト
- 三、右手ニ柵杖頭ヲ撮ミテ垂直ニ抽出スルコト

**第二百十問題** 二三八式銃ニ於ケル尾筒ニ對シ遊底反覆ヲ結合スル爲メ必要ナル順序及方法ニ就キテノ說明

- 尾筒へ遊底反覆ヲ結合スルニハ
- 一、銃ヲ水平ニ机上ニ置キ銃身ヲ上ニ銃口ヲ前ニスルコト
  - 二、抽筒子ヲ正シク右側駐退柵上ニ位置セシムルコト
  - 三、遊底覆ノ窓ノ左ニ槓桿脚ヲ位置セシムルコト
  - 四、右手ヲ以テ覆ノ上ヨリ遊底後部ヲ握リ拇指ト食指トニテ覆ヲ圓筒ト平行ニシテ支持スルコト
  - 五、左手ノ補助ヲ以テ圓筒頭部ヲ少シク尾筒ニ裝入シ且覆前端ノ

- 左爪ヲ尾筒後端ノ左溝ニ約三耗吻合セシメ左ノ拇指ニテ之ヲ支へ覆ヲ右ニ回轉シテ其右爪ヲ尾筒内ニ吻合セシメ僅カニ遊底ヲ前進セシムルコト
- 六、覆ノ兩爪カ尾筒ノ爪溝ニ吻合シアルコトヲ確認シタル後右手ニテ槓桿ヲ握リ遊底ヲ前進セシメテ尾筒ニ結合スルコト
  - 七、覆ノ爪部尾筒ノ爪溝ニ吻合シタルトキハ覆ノ内面ト尾筒ノ上面ト略相接スルモノトス若シ爪ノ吻合不充分ナレハ遊底ヲ前進セシムルニ當リ尾筒尾部ノ右側銃床ヲ損スルコトアルヲ以テ注意ヲ要スルコト

**第二百十一問題** 二三八式銃ニ於ケル遊底ノ結合上知得スヘキ順序及方法ニ就キテノ說明

- 一、抽筒子ノ結合ニ就テ
1. 抽筒子駐環ノ鈎部ヲ圓筒下面ノ瓦斯漏孔ノ直後ニ位置セシムルコト



2. 左手ノ指ヲ以テ圓筒ト共ニ駐環ヲ握リ槓杆ヲ左方ニスルコト
3. 又右手ノ指ニテ抽筒子ヲ撮ミ其ノ下面溝ノ大ナル部分ニ駐環鈎部ヲ裝シテ抽筒子ヲ少シク後退セシムルコト
4. 然ル後左手ヲ以テ圓筒ト共ニ抽筒子ノ發條部ヲ強ク握リ（抽筒子ヲ左側ニ位置セシム）右手ノ拇指頭ヲ以テ其ノ頭部ヲ外方ニ開キツ、充分後退セシメタル後旋回シテ右側駐退柵上ニ位置セシムルコト

二、擊莖及同發條ノ結合ニ就テ

1. 擊莖内ニ發條内ヲ容レルコト
2. 擊莖ヲ圓筒ニ裝入スルコト
3. 其ノ擊發段ヲ圓筒後部ノ半圓部（淺キ段）ニ位置セシムルコト

三、擊莖駐脚ノ結合ニ就テ

1. 左手ニテ圓筒ノ中央部ヲ握リ槓桿ヲ右方ニスルコト
2. 右手ニテ擊莖駐脚ヲ握リ其ノ耳部ヲ槓桿ニ向ハシムルコト  
（騎銃ニアリテハ約四十五度）
3. 軸ノ凸筒ヲ圓筒後部ノ渦狀部ニ向ハシメ壓迫進入セシムルコト
4. 若擊莖駐脚ノ前進セサルトキハ少シク左右ニ動カシテ其進入路ヲ求ムルコト
5. 後左へ旋回シテ自ラ停止スルニ至ル迄其ノ旋回ヲ繼續シ然ル後駐脚ノ壓迫ヲ緩ムル時ハ駐脚ハ擊莖發條ノ方ニ後退シテ結合ヲ完了スルコト

若シ結合ノ方法ヲ誤リ擊莖ノ擊發段ヲ圓筒渦狀底ニ落下セシメタルトキハ左ノ方法ニ依リ正式ノ結合ニ復セシムルモノトス

1. 左手ヲ以テ圓筒頭部ヲ握リ（擊莖駐脚ヲ上ニス）右手ニテ駐脚ヲ撮ミ之ヲ壓下シ然ル後單ニ其後退ヲ支持シツ、右ニ旋回



シ更ニ駐脚ヲ壓迫スルトキハ擊發段ハ再ヒ渦狀底ニ落下スル  
コト

2. 駐脚ヲ旋回スルトキハ擊發段ハ渦狀ノ斜面ニアルヲ以テ少シク後退ス此際駐脚モ亦其ノ後退ニ伴ハシムル如クスルコト
3. 次ニ駐脚ノ壓迫ヲ止メ之レヲ後退セシメテ擊發段ヲ半圓部底ニ移シ駐脚ヲ左ニ旋回スルトキハ正式ノ結合ニ復スルコト
4. 若シ擊發段滑狀底ニ落下シ駐脚ノ耳部槓桿ト直角（騎銃ニ在テハ四十五度）ノ位置ニアルトキハ前記ノ要領ニ從ヒ單ニ駐脚ヲ回轉セシメテ右拇指ノ扶ケヲ以テ擊發段ヲ半圓部ニ移シ然ル後正式ノ結合ヲ行フモノトス

### 第二百十二問題 二八式銃ニ於ケル彈倉發條ト受筒飯ヲ結合スル爲メ必要ナル順序ト方法ニ就キテノ說明

左ノ如シ

- 一、彈倉發條ト受筒飯ノ結合
  1. 左手ニ受筒飯ヲ撮ムコト
  2. 下面ヲ上方ニシ發條ノ階段ヲ有スル方ヲ裝入スルコト
- 二、彈倉發條ト底飯ノ結合
  1. 左手ニテ底飯ヲ撮ムコト
  2. 右手ニテ發條ノ階段部ヲ有セサル方ヲ裝入スルコト
- 三、銃へ底飯ノ結合
  1. 銃ノ左側ヲ机上ニ托スルコト
  2. 右手ニ底飯ヲ撮ミ先ツ受筒飯ヲ彈倉内ニ入ルルコト
  3. 次ニ底飯前端ノ爪部ヲ用心鐵ノ同溝ニ吻合セシメタル後底飯ノ後部ヲ壓迫シテ彈倉駐子ニ鈎セシムルコト

### 第二百十三問題 二八式銃ニ於ケル棚杖ヲ裝入スル方法並ニ必要ナル注意ニ就キテノ說明

左ノ如シ



- 一、銃ヲ立テ銃身ヲ前ニスルコト
  - 二、左手拇指ニテ上帶發條ヲ壓迫シタル後右手ニ棚杖ヲ握リ靜カニ之レヲ其室ニ裝入スルコト
  - 三、次ニ發條ノ壓迫ヲ緩メ棚杖ヲ上方ニ引キテ能ク發條ニ鈎セシムルコト
- 而シテ此ノ裝入ノ際銃床ノ同室底ヲ激突スルトキハ之レヲ缺損スルニ至ルヲ以テ注意ヲスルヲ緊要トス

其二 手入法ニ就テ

第二百十四問題 手入ノ要旨ニ就テノ説明

手入ノ要旨ハ塵埃汚垢等ノ保存ヲ害スルモノノ附着ヲ去リ又脂油等ノ塗抹ニ依リテ發錆磨損及變質等ヲ豫備シ以テ保存ヲ確實ナラシムルニ在リ

第二百十五問題 手入ニ關シ一般ニ注意スヘキ諸件ノ説明

左ノ諸項ニ注意スルヲ必要トス

- 一、銃ヲ使用シタル時ハ他事ニ先チ必ス速カニ其ノ手入ヲ行フコト
- 二、砂塵ノ附着シタルトキハ拂ヒ去リタル後ニ非ラサレハ拭摩セサルコト
- 三、砂塵ノ附着シタル洗管、布片、等ヲ使用セサルコト
- 四、著色シアル部分ヲ強ク摩擦シ又ハ白色ヲ呈スル部分ヲ研磨シテ殊更ニ光輝ヲ發セシム可ラサルコト
- 五、錆ヲ除去スル爲メ金剛砂、磨研布、粘土、砂土等ヲ用ヒサルコト
- 六、總テ拭淨ヲ終リタル鐵具ニハ塗油ヲ施シ黃銅及礬素製品ニハ塗油セサルコト
- 七、規定以外ノ手入用具及脂油類ヲ使用セサルコト
- 八、規定以外ノ手入法ヲ爲ササルコト



- 九、内部ハ手入困難ナルヲ以テ動モスレハ不潔ニ陥リ之レカ爲メ發錆ヲ促シ甚シキハ錆痕ヲ生シ大ニ保存ヲ害スルニ至ルコトアリ故ニ内部殊ニ腔中藥室及圓頭部ノ擊莖頭室ニ注意スルコト
- 十、藥室ヲ檢スルニハ必ス藥室檢査鏡ヲ用ユルコト
- 十一、腔中ヲ檢スルニハ銃口及銃尾ノ兩方ヨリ規視スルコト
- 十二、塗油ハ外部ニ多量ヲナストキハ塵垢ノ附着ヲ増加スルノミナラス使用者ノ衣服ヲ汚損スルニ至ルヲ以テ全面ニ洽ク普及セシメテ多量ヲ避クルコト
- 十三、銃身ト銃床ハ通常分解セサルモノナレハ其ノ接面ニ於ケル格納礦油ノ塗抹ハ最モ丁寧ニ且洽及スル如クニ注意スルコト
- 十四、銃口部ノ摩損ハ最モ命中精度ヲ害スルコト著シキモノナルヲ以テ手入ニ際シ棚杖洗管等ヲ摩擦セシメサルニ注意スルコト
- 十五、防錆用ノ脂油ハ其品質ヲ精撰スルニアラサレハ却テ發錆ヲ促スコトアルノミナラス防錆効力ノ時日短クシテ屢々手入ヲ要スルニ至ルヘシ就中銃身銃床ノ分解ハ成ルヘク之レヲ避クルモノナルヲ以テ銃身下面ニ塗抹スル格納礦油ハ殊ニ數年効力ヲ有スルモノヲ使用スルニ注意スルコト

## 第二百十六問題 使用セサル銃ノ普通手入ニ就キテノ

### 説明

- 銃ヲ使用セサルトキハ分解スルコトナク軟布(木綿布)ヲ以テ輕ク外部ヲ拭ヒタル後
- 一、鐵部ハ含油布片ニテ 二、銃床ハ乾布ニテ 拭ヒ置クモノトス

## 第二百十七問題 使用後ニ於ケル普通手入ニ就キテノ

### 説明

- 銃ヲ使用シタルトキ(射撃ニアラス)ハ
- 一、遊底ヲ脱スルコト
- 二、軟布ヲ以テ輕ク腔中及外部ヲ拭ヒ去ルコト



- 三、後含油布片ニテ塗油スルコト
- 四、銃床ハ乾布ニテ拭フコト
- 五、遊底ハ分解セスシテ外部ヲ手入スルコト
- 六、尾筒内部ハ彈倉底飯ヲ脱スルコトナク手入スルコト
- 七、雨雪ニ際會シ或ハ塵埃ノ附着シタル場合ニハ分解手入ヲ爲シ持ニ拭淨及塗油ニ注意スルコト

### 第二百十八問題 分解手入ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、遊底及彈倉底飯ヲ分解シ舊油ヲ拭淨シタル後僅ニ内外部ニ塗油スルコト
- 二、尾筒内部ノ舊油ヲ拭除シタル後僅ニ外部ニ塗油スルコト
- 三、乾キタル軟布ニテ腔中ヲ拭ヒタル後新シキ含油布片ニテ塗油スルコト
- 四、棚杖ヲ脱シ舊油ヲ拭除シタル後塗油スルコト

五、表尺飯ニハ少シク油ヲ注キ遊標ヲ徐ロニ上下シ更ラニ軟布ヲ以テ輕ク拭除スルコト

### 第二百十九問題 射撃前ノ手入ニ就キテノ説明

射撃前ニ於テハ特ニ腔中藥室ヲ清拭ノ上新ラシキ含油布片ニテ塗油スルモノトス

### 第二百二十問題 射撃後ニ於ケル手入ニ就キテノ説明

一、射撃セシ銃ハ成ルヘク速カニ手入スルヲ必要トス故ニ出來得レハ發射後現地ニ於テ附着瓦斯ノ除去ヲ容易ナラシムル爲メ直チニ腔中ニ塗油シ置クコト

二、腔中手入ノ方法ハ

- 1. (イ) 銃身ヲ上方ニ銃口ヲ前方ニシテ水平ナル如クニ銃ヲ机上或ハ代用品上ニ置クコト
- (ロ) 用心鐵ノ前面ヲ机ノ縁端ニ接着セシムルコト
- (ハ) 保心筒ヲ尾筒ニ裝入シタル後布片ヲ附着セル洗管ヲ該中



心孔ヲ通シテ腔内ニ進入セシメ徐ロニ之ヲ前後シ腔中僅カニ光輝ヲ發スルニ至ルマテ復行スルコト

(布片清潔ノ程度ヲ見テ數回取換フルヲ良トス)

(ニ)後清淨ノ上常用礦油ヲ含メタル布片ヲ洗矢ニ裝シテ腔中ニ塗油スルコト

(ホ)洗矢ヲ使用シ能ハサルトキハ糊杖ニ補足糊杖ヲ螺著シ其ノ頭部ニ洗管ヲ裝シ之レニ布片ヲ纏ヒ前法ニ依リテ手入ヲスルコト

2. 銃ヲ机上或ハ托架ニ委スルコト能ハサルトキハ銃口ヲ毀損セサル如ク軟キ物體上ニ置キ垂直ニ保チ前法ニ依リテ手入スルコト

3. 己ムコトヲ得スシテ銃口ノ方ヨリ銃口部附近ヲ手入スルトキハ前法ニ準シテ行フヘシト雖此ノ際銃口部ニ手入用具ノ金具ヲ觸接セシメサル如ク注意スルコト

三、遊底ハ分解シテ手入ヲ行ヒ殊ニ圓筒ノ内部及擊莖頭ヲ清拭シ稍多量ニ塗油スルコト

四、彈倉ハ尾筒ヨリ離脱シ特ニ受筒飯ヲ叮寧ニ拭淨ノ上塗油スルコト

五、尾筒ノ内部殊ニ駐退榫室ノ部分ハ藥室掃除器ニ布片ヲ纏ヒテ拭淨シ瓦斯其ノ他汚物ノ附着ヲ去リ稍多量ニ塗油スルコト

六、糊杖ハ必ス離脱シ能ク拭淨ノ後稍多量ニ塗油スルコト

### 第二百二十一問題 精密手入ノ意義ノ説明

精密手入トハ

一、汚垢等ノ附着シテ單簡ナル拭淨法ニ據テ除去シ能ハサルトキ

二、普通分解セサル部分

ノ手入ノ方法ヲ云フ

### 第二百二十二問題 普通分解セサル銃身ト銃床トノ接

觸面ノ手入ニ就テノ説明



左ノ如シ

- 一、銃床ニ接スル面ニ塗抹シアル格納礦油及汚物ヲ除去スルニハ刷毛ニ洗滌用油ヲ浸シ能ク洗滌シ暫ク其儘ニ放置シタル後乾キタル布片ニテ拭摩シ更ニ格納礦油ヲ塗抹スルコト
- 二、逆鉤ハ通常尾筒ヨリ脱スルコトナク前項ノ方法ニ據リテ手入スルコト
- 三、螺子孔ニハ布片ヲ旋入シ又螺子部ニ沿ヒ布片ヲ纏メ旋回シツツ拭淨ノ上塗油スルコト
- 四、銃身、尾筒、用心鐵等ト接觸スル銃床面ハ洗滌用油ヲ僅ニ含マシメタル布片ニテ拭淨シ汚物ヲ除去シタル後乾布ニテ拭摩スルコト
- 五、上帶及下帶ノ内面ハ拭淨ノ上僅ニ塗油スルコト

## 第二百二十三問題 格納銃ヲ使用スル爲メ其ノ手入ノ方法ニ就テノ説明

其ノ方法左ノ如シ

- 一、遊底及彈倉底飯ヲ尾筒ヨリ離脱シ之レヲ分解シ洗滌用油ヲ以テ洗滌シ暫ク其儘ニ放置シタル後乾布ニテ拭ヒ塗油スルコト
- 二、腔内及尾筒内部及銃ノ外面ハ洗滌用油ヲ浸シタル布片ニテ拭ヒ叮嚀ニ脂油ヲ去リ乾布ニテ拭摩ノ上塗油スルコト
- 三、尾筒ノ駐退榫室附近ハ藥室掃除器ニ片布ヲ纏ヒテ手入ヲスルコト
- 四、銃身外部ヲ拭淨スルニ當リ多量ノ洗滌用油ヲ浸ストキハ銃床トノ接際ニ浸入シ銃身下面ノ格納礦油ノ効力ヲ減殺スルヲ以テ注意スルコト
- 五、棚杖ハ洗滌用油ヲ浸シタル布片ニテ拭ヒ乾布ニテ拭摩ノ上塗油スルコト
- 六、銃床ノ外面ハ洗滌用油ヲ含ミタル布片ニテ拭ヒ後乾布ニテ拭摩ス而シテ塗漆剝脱シタルモノハ更ニ亞麻仁油ヲ含ミタル布片



**第二百二十四問題** 手入ニ使用スル脂油ノ區分、名稱並ニ其ノ用途ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、防錆用トシテ
1. 格納礦油(ドリーエー油)ハ永ク使用セサル鋼鐵部ニ使用スルコト
2. フセリンハ一時使用セサル鋼鐵部ニ使用スルコト
3. 常用礦油(キカイ油)ハ常用銃鋼鐵部ニ使用スルコト
- 二、洗滌用トシテ石油及揮發油ハ發錆脂油類ノ污垢燼渣ヲ被レル鋼鐵部ニ使用スルコト
- 三、塗布用トシテ亞麻仁油ハ銃床ニ使用スルコト

其三 検査ニ就テ

**第二百二十五問題** 使用セサル銃ノ検査ニ就テ着目ス

ヘキ事項ノ説明

左ノ如シ

- 一、污垢附着シアラサルヤ
- 二、發錆ノ箇所アラサルヤ
- (特ニ腔中藥室並ニ圓筒内部ニ於テ)
- 三、塗油適度ナルヤ
- 四、擊莖逆鈎ニ鈎シアリタルヤ

**第二百二十六問題** 使用シタル銃ノ検査ニ就テ着目ス

ヘキ事項ノ説明

前問題ニ準シ一層綿密ニ檢シ且破損紛失品ノ有無ヲ調査スルヲ必要トス殊ニ射撃ヲ行ヒタルトキハ手入ノ翌日或ハ翌々日ニ於テ更ニ腔中及圓筒ノ部ヲ検査スルモノトス

**第二百二十七問題** 射撃前ノ點檢及検査ニ於テ注意ス

ヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、腔中及藥室ニ異狀ナキヤ又清潔ニシテ塗油適度ナルヤ



- 二、遊底ノ各部品並ニ機能ニ異狀ナキヤ
- 三、上帶下帶ハ同發條ニ鈎シアルヤ
- 四、用心鐵ノ結合正シキヤ
- 五、螺子ハ緊定シアルヤ
- 六、棚杖ハ上帶發條ニ鈎シアルヤ
- 七、照星頂ニ打痕ナキヤ
- 八、引鐵及逆鈎ノ機能確實ナルヤ
- 九、彈倉ノ機能確實ナルヤ

**第二百二十八問題 射擊間異様ナル音響ヲ發シタル時**

**腔中ノ検査ニ就キテノ説明**

普通發射ノ際ニ生スル音響ト異ナル音聲ヲ發シタルトキハ直チニ射擊ヲ中止シ單筒ニ腔中ヲ拭掃ノ上視視シ若シ異影ヲ認ムルトキハ更ニ能ク拭掃シ猶除去シ能ハサルトキハ射擊スルヲ禁スルモノトス

**第二百二十九問題 射擊間多量ノ瓦斯漏出シタルトキ**

**遊底及藥室ノ検査ニ就キテノ説明**

直チニ射擊ヲ中止シ遊底ヲ開キ左ノ諸項ニ就テ檢スルモノトス

- 一、藥莢ニ異狀ナキヤ
- 二、圓筒頭部及ヒ駐退柵ニ異狀ナキヤ
- 三、擊莖頭變形シアラサルヤ
- 四、抽筒子折損シアラサルヤ
- 五、遊底覆變形シアラサルヤ
- 六、藥室ニ異狀ナキヤ
- 七、尾筒駐退柵附近ニ異狀ナキヤ

而シテ遊底ヲ開クコト困難ナルトキハ無理ニ開クコトナク銃工ニ附シテ處理セシムルモノトス

**第二百三十問題 射擊後ニ於ケル點檢及検査ニ於テ注**

**意スヘキ諸件ニ就キテノ説明**

- 左ノ諸項ニ就キ成ルヘク速ニ行フモノトス
- 一、腔中ニ異狀ナキヤ
- 二、手入良好ナルヤ



- 三、遊底ノ各部品ニ異狀ナキヤ特ニ圓筒駐退榘擊莖頭ニ異狀ナキヤ
  - 四、圓筒内部ノ手入良好ナルヤ
  - 五、尾筒駐退榘ノ手入良好ナルヤ
  - 六、彈倉引鐵及遊標ノ機能確實ナルヤ
  - 七、彈倉内ノ手入良好ナルヤ
  - 八、尾筒後端及支鐵後端ニ對スル銃床部ノ損傷ナキヤ
  - 九、棚杖ノ手入良好ナルヤ
- 第二百三十一問題 普通ノ検査ニ於テ其ノ手入ノ良否ヲ檢スル爲メ着目スヘキ箇所ニ就キテノ説明  
左ノ如シ
- 一、腔中藥室
  - 二、尾筒駐退榘室
  - 三、圓筒及擊莖駐脚ノ内部
  - 四、擊莖先部及内部
  - 五、彈倉内部
  - 六、棚杖
  - 七、銃床

### 第二百三十二問題

分解及結合上ノ検査ニ於テ着目ス

ヘキ箇所ノ説明

左ノ如シ

- 一、用心鐵ノ結合正シキヤ
- 二、螺子ノ緊定良シキヤ
- 三、彈倉底飯ハ彈倉駐子ニ鈎シアルヤ
- 四、上帶下帶ハ其ノ位置ニ安頓シ發條ニ鈎シアルヤ
- 五、棚杖ハ上帶發條ニ鈎シアルヤ
- 六、諸螺子ノ螺著不足或ハ戻回シテ其頭部突出シアラサルヤ
- 七、部品番號ハ一致シアルヤ

### 第二百三十三問題

機能ニ就キテノ検査ニ當リ着目ス

ヘキ箇所ノ説明

左ノ如シ

- 一、安全裝置ハ確實ナルヤ
- 二、蹴彈機能確實ナルヤ



- 三、受筒飯ノ扛彈機能良好ナルヤ
- 四、彈倉駐子ノ機能確實ナルヤ
- 五、引鐵逆鈎及避害筒ノ機能確實ナルヤ
- 六、遊標及照尺發條ノ機能良好ナルヤ
- 七、上帶及下帶發條ノ機能確實ナルヤ

**第二百三十四問題**

損傷ニ就テ検査ヲ行フニ當リ常ニ着目スヘキ各箇所ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、圓筒下面ニ擦傷ナキヤ
- 二、擊莖頭變形シアラサルヤ
- 三、照星頂ニ打痕ナキヤ
- 四、照星座動搖スルコトナキヤ
- 五、表尺飯彎曲シ或ハ左右ニ偏スルコトナキヤ
- 六、尾筒後部右側遊底覆裝入口ノ銃床部ニ損傷ナキヤ

- 七、上支鐵上面ニ損傷ナキヤ
- 八、上支鐵ノ後端床ト銃床トニ少シク遊隙ヲ存シアルヤ
- 九、銃床及鼻部ニ損傷ナキヤ
- 十、銃床ノ棚杖室底破損シアラサルヤ

**其四 取扱上ノ注意**

**第二百三十五問題** 銃ノ取扱上ニ關シ一般ニ亘リ顧慮スヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

一、平素ヨリ克ク

- 1. 銃ノ構造及機能ノ原理ヲ知得シ
  - 2. 分解結合及手入ノ方法ヲ熟知シ
  - 3. 取扱ヲ丁寧ニシ
- 以テ之レヲ尊重愛護スルコト
- 二、1. 照星ノ損傷
  - 2. 照尺ノ變歪



- ハ共ニ彈着ノ位置ヲ變シ命中不良トナルニ至ルヲ以テ取扱上特ニ注意シテ他物ニ衝突セシメサル如クスルコト
- 三、銃ヲ直接地上ニ置クコトハ勉メテ之レヲ避クルコト
- 四、銃ヲ止ムナク地上ニ置クトキハ銃口、照尺及遊底部ヲ地ニ觸レシメサル如ク注意スルコト
- 五、銃ヲ横臥スルトキハ銃ノ左側ヲ下方ニスルコト
- 六、銃ヲ顛倒シ或ハ衝突スルカ如キハ大ニ命中ヲ害スル原因トナルヲ以テ最モ戒慎スルヲ必要トス而シテ若シ此ノ過失ヲ爲シタルトキハ必ス各部ヲ詳細ニ検査スルコト
- 七、1. 銃ヲ使用セサル場合 2. 特ニ必要ナル場合  
ニハ銃口蓋ヲ裝スルヲ可トス然レトモ木栓紙塞等ヲ以テ之レニ代用セサルコト
- 八、銃ヲ物體ニ依托スルトキハ其ノ顛倒セサルコトヲ確認シタル後ニ於テシ尙照星ヲ直接接觸セシメサルニ注意スルコト

- 九、數挺ノ銃ヲ重疊シ或ハ一人ニテ數挺ノ銃ヲ携行スヘカラス若シ止ムヲ得スニ挺ノ銃ヲ携行スルトキハ其ノ衝突セサルコトニ注意スルコト
- 十、銃身ト銃床トノ接際ニ遊隙ヲ存スルモノニアリテハ「バラワゼリン」ヲ其部ニ附着シ置クヲ必要トス而シテ殊ニ雨雪天ノ時ニ在リテハ此ノ注意ヲ忘ルヘカラサルコト
- 十一、銃口ハ決シテ地ニ觸レシムヘカラス若シ銃口内ニ土砂ノ侵入シタルトキハ如何ナル場合ト雖手入シタル後ニアラサレハ射撃セサルコト
- 十二、銃ヲ

1. 銃架ニ托スルトキ 2. 床尾ヲ地上ニ置クトキ  
ハ決シテ激突セシメサル如ク注意スルコト
- 十三、銃ヲ使用セサルトキハ必ス擊莖ヲ發射セシ位置ニ置キ遊標ハ卸下シ且表尺飯ハ必ス臥倒シテ置クコト



十四、遊底ヲ開クニ方リ其遊底ヲ後退セシムル力ハ空藥莢ヲ僅カニ蹴出セシメ得ル程度ヲ可トス徒ラニ強力ヲ用ヒ活潑ノ動作ヲ行フハ開閉何レニ於テモ保存上有害ナリ又遊底ヲ開クトキハ遊底駐子ニ鈎セラルル迄後退シ閉鎖スルトキハ全ク槓桿ノ倒ルル迄壓下スルヲ必要トスルコト

十五、彈藥ヲ藥室ニ裝入スル爲メニハ如何ナル場合ヲ問ハス先ツ彈藥ヲ彈倉内ニ裝填シ然ル後遊底ノ前進ヲ以テ藥室ニ裝入スルモノトス若シ最初ヨリ藥室ニ裝入シテ遊底ヲ閉鎖スルトキハ抽筒子ノ保存ニ害アルヲ以テ注意スルコト

十六、空撃及擬製彈ヲ用ユル射撃ハ演習上必要ナル場合ノ外成ルヘク避クルコト

十七、安全裝置ヲ施スニハ掌ニテ擊莖駐脚ヲ充分壓迫シタル後其ノ停止スル迄右方ニ旋回スルコト

十八、着劍シテ行フ銃劍術ノ操作ハ上帯ノ動搖ヲ促ス憂アルヲ以テ成ルヘク避クルコト

十九、柵杖ヲ以テ又銃スルトキハ轉倒セサル如ク深ク交叉スルヲ必要トス而シテ其ノ交叉ヲ解脫スルニ際シテハ柵杖ヲ屈損セサル様注意スルコト

第三十二章 軍刀及銃劍ノ保存及手入法ニ就テ

其一 分解及結合ニ就テ

第二百三十六問題 軍刀ノ分解及結合ニ就キ知得スヘキ諸件ノ説明

左ノ如シ

- 一、軍刀ハ刀身ト鞘トヲ分解スルノ外通常分解セサルコト
- 二、貯藏品手入ノ場合、鞘内部ニ發錆シタルトキ或ハ修理ノ場合等ニアリテハ鯉口發條駐螺ヲ離脱シ鯉口發條(鯉口共)及鞘板ヲ



分解スルコトヲ得然レトモ發條ヲ韋ヨリ分解スルトキ離脱シ難キモノハ強打スルコトナク銃工ニ委托スルコト

### 第二百三十七問題

銃劍ノ分解及結合上知得スヘキ諸

件ニ就キテノ説明

- 一、銃劍ハ劍身ト韋トヲ分解スルノ外通常分解セサルコト
- 二、左記ノ部品ハ

- 1. 貯藏品手入ノトキ
- 2. 韋内部ニ發錆シタルトキ
- 3. 修理ノトキ

ニハ分解スルコトヲ得ルモノトス

- 1. 上部彈鎖子(鯉口共)
- 2. 下部彈鎖子

又右ノ外銃劍全部ニ着色修理ヲ行フ場合ニハ尙ホ次ノ部品ヲ分解スルコトヲ得ルモノトス

- 1. 柄 木
- 2. 駐筈(駐筈頭及發條共)

### 第二百三十八問題

上部彈鎖子ノ分解法ニ就キテノ説

明

上部彈鎖子ヲ分解スルニハ

- 一、先ツ鈎環駐螺ヲ離脱スルコト
  - 二、次ニ上部彈鎖子ヲ抽出スルコト
- 若シ手ヲ以テ抽出シ難キモノハ銃工ニ委シ抽出鈎ヲ以テ韋ノ側面ニ於テ彈鎖子ニ鈎セシメテ抽出スルモノトス

### 第二百三十九問題

下部彈鎖子ノ分解法ニ就キテノ説

明

下部彈鎖子ヲ分解スルニハ

- 一、抽出鈎ヲ以テ韋ノ狭キ方向ニ向ケ韋ノ底部ニ挿入スルコト
- 二、鈎部ヲ充分韋ニ強壓スル如クシテ抽出スルコト

### 第二百四十問題

下部彈鎖子ノ結合法ニ就キテノ説明

下部彈鎖子ヲ韋ニ結合スルニハ

- 一、其屈折部ヲ下ニ其ノ傾斜部ヲ韋ノ狭キ方ニ向ケテ挿入スルコト



二、挿入桿ヲ以テ鞋ノ底部迄挿入スルコト

**第二百四十一問題** 上部彈鎖子ノ結合法ニ就キテノ說明

上部彈鎖子ヲ結合スルニハ指額ヲ以テ挿入シ難キモノハ木槌ニテ徐ロニ打撃シテ挿入シ鈎鎖駐螺ヲ螺着スルモノトス

其二 手入ニ就テ

**第二百四十二問題** 使用セサル刀(劍)ノ日常ニ於ケル手入法ニ就テノ說明

刀(劍)ヲ使用セサルトキハ分解スルコトナク軟布(木綿布)ヲ以テ輕ク外部ヲ拭ヒタル後鐵部ハ含油布片ニテ拭フモノトス

**第二百四十三問題** 使用後ニ於ケル手入及特別手入ノ順序方法ニ就キテノ說明

左ノ如シ

一、刀(劍)身ハ軟布ヲ以テ舊油及塵埃ヲ去リタル後含油布片ニテ拭フコト

二、駐爪ノ發條並ニ同室ハ叮嚀ニ拭淨シタル後塗油スルコト

三、鞋ノ外部ハ軟布ニテ塵埃ヲ去リタル後含油布片ニテ拭フコト

四、銃劍ノ駐筭ニハ數滴ノ防錆油ヲ駐梁ノ溝ヨリ注入シ駐筭頭ヲ數回壓迫シ洽及セシメ餘瀝ヲ拭取ルコト

五、銃劍ノ註梁溝ニ塵埃附着シタルトキハ竹或ハ木片ニ布片ヲ卷キ拭淨ノ上僅ニ塗油スルコト

**第二百四十四問題** 精密手入ノ意義ノ說明

精密手入トハ發鏽或ハ污垢ノ附着シテ單簡ナル拭淨法ニ依テ除去シ能ハサルトキ或ハ普通分解セサル部分ノ手入等ヲ云フ

**第二百四十五問題** 精密手入ニ關シ知得スヘキ諸件ニ就テノ說明

左ノ如シ



- 一、鐵具ニ深く發錆シタルトキハ洗滌用油ヲ注キ若干時ヲ經テ木片或ハ木賊ヲ以テ摩擦シ數回之レヲ復行シテ漸次ニ錆ヲ除去シ決シテ急激ニ且強ク摩擦スヘカラス殊ニ着色部ニ於テ然リトス
- 二、鞆内部即チ鞆底不潔トナリ刃尖ヲ汚シ或ハ發錆セシムルニ至ルトキハ特別ニ鞆ノ内部ヲ手入スルヲ要ス其ノ法
  1. 鯉口及鞆板ヲ脱シ洗滌用油ヲ鞆内ニ注入スルコト
  2. 小サキ針金ヲ以テ其底ヲ攪拌シ且鞆ヲ動搖シテ不潔物ヲ溶解セシムルコト
  3. 然ル後鞆ヲ倒ニシテ油ヲ出シ日光ニ乾燥スルコト
  4. 更ニ常用礦油ヲ注入シ振動シタル後暫ク鞆ヲ倒ニシテ油ヲ滴下スルコト
- 銃劍ニアリテハ分解セスシテ手入ヲ行フモノトス
- 三、格納シタル刀(劍)ヲ使用スル前ニハ
  1. 刀(劍)身及鞆ハ洗滌用油ヲ浸シタル布片ニテ叮嚀ニ防錆油ヲ

去リ乾布ニテ拭摩ノ上塗油スルコト

2. 鞆ヲ洗滌スル場合ニ鞆ノ内部ニ洗滌用油ノ侵入スルハ宜シカラサルヲ以テ鯉口附近ハ布片ヲ以テ拭淨スルコト
3. 劍柄ノ木部ニハ亞麻仁油ヲ塗布スルコト

### 其三 検査ニ就テ

## 第二百四十六問題 刀(劍)ノ検査ニ於テ一般ニ亘リ着

目スヘキ諸件ニ就キテノ説明

其ノ事項左ノ如シ

- 一、污垢附着シアラサルヤ
- 二、發錆ノ箇所アラサルヤ
- 三、塗油適度ナリヤ

## 第二百四十七問題 軍刀ノ検査ニ於テ注意スヘキ要項

ニ就キテノ説明

概ネ左ノ諸項トス

- 一、駐爪發條ハ機能良好ニシテ之ヲ倒ニシ動搖スルモ脱出スルコ



トナキヤ

二、鯉口發條ハ機能良好ニシテ之ヲ倒ニシ動搖スルモ脫出スルコトナキヤ

三、鯉口發條駐螺ハ緊定シアルヤ又頭部ニ反起ナキヤ

四、鞋ニ打痕ナキヤ

五、鎗ハ甚タシク磨損シアラサルヤ

六、切羽機能良好ナルヤ

七、眼貫及力緒ハ堅牢ナルヤ

### 第二百四十八問題 銃劍ノ検査ニ於テ注意スヘキ事項

ニ就キテノ説明

左ニ述フル諸項トス

一、駐筭頭ハ充分緊定シアルヤ

二、駐筭螺頭駐筭頭面ニ突出シアラサルヤ

三、駐筭ノ機能良好ナルヤ

四、上部彈鎖子ノ機能良好ナルヤ

五、下部彈鎖子ノ機能良好ナルヤ

六、鈎鎖駐螺ハ緊定シアルヤ又頭部ニ反起ナキヤ

七、鞋ニ打痕アラサルヤ

其四 取扱上ノ注意ニ就テ

### 第二百四十九問題 刀(劍)ノ取扱上ニ關シ一般ニ亘リ

顧慮スヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

一、雨雪ノ際拔刀(劍)シタルトキハ鞋ニ納ムルニ當リ刀(劍)身ヲ拭淨スルコト

二、刀ヲ携帯シタルトキ鎗ヲ地上ニ撃突シ或ハ地上ヲ曳ク如キハ一避クルコト

三、拔刀及收刀ノ際ハ駐爪發條ヲ壓スルヲ忘レサルコト

四、乗車等ノ際劍鞋ヲ車輻ニ鈎セサル如クニ注意スルコト

### 第三十三章 革具ノ保存手入法ニ就テ

第三十三章 革具ノ保存手入法ニ就テ



### 第二百五十問題 革ノ種類ニ就テノ説明

生皮ヲ鞣メシテ革トナス方法種々アリ又之ニ使用スル鞣劑モ亦數多ナリト雖軍用ノ馬具革貝類ハ單寧酸(鞣酸)ノ作用ニヨリテ鞣メシタルモノナリ之ヲ鞣酸革ト稱ス軍用革具ニ用ヒラルルモノハ

- 一、褐色牡牛革
  - 二、褐色牝牛革
  - 三、褐色多脂牛革
  - 四、褐色堅牛革
- 等其ノ他數種アレトモ其ノ最モ多ク使用セララルルモノハ褐色多脂牛革ナリトス

### 第二百五十一問題 革具用脂油ニ備フヘキ性質ニ就テ

#### ノ説明

鞣酸革ハ脂肪ノ供給ニ依リテ能ク柔軟性ヲ保持スルコトヲ得然レトモ脂油ハ時日ノ經過ト共ニ酸化シ膠化スルトキハ革質ヲ硬固ニスルモノナリ故ニ革ニ供給スル脂油ハ革ノ纖維中ニ在テ酸化スルコトナク又容易ニ膠化スルコトナキヲ必要トス

### 第二百五十二問題 革具用脂油ノ種類並ニ其ノ性質ニ

#### 就キテノ説明

##### 一、鯨油ニ就テ

鯨油ハ粘性ノ液體ニシテ其ノ種類數多アリト雖大別シテ有色及無色ノ二種トス而シテ

1. 有色ハ帶黃褐色ヲ呈シ專ラ黑色革ノ保護ニ用ヒ
  2. 無色ハ無色透明ニシテ專ラ褐色革ノ保存ニ充ツルモノトス
- 鯨油ノ臭氣甚シキモノハ下等油ヲ混スルノ兆ナク下等鯨油ハ乾燥性著シキカ故ニ之ヲ革類ニ實施スルトキハ革ヲシテ漸次硬固ナラシメ革ノ表面ニ樹脂様ノ汚膜ヲ生ス此ノ如キ不良ノ鯨油ハ革具保存用トシテ其ノ効ヲ奏スル能ハサルノミナラス却テ革質ヲ毀損スルノ害アルモノナリ又假令純良ナル鯨油ト雖單ニ之ノミヲ使用スルトキハ終ニ其革體ハ柔軟ニ過タルニ至ル要スルニ鯨油ハ他ノ適當ナル脂油ヲシテ能ク革ノ纖維間ニ浸潤セシムル



トキノ溶和劑ニ用ユルヲ可トス  
二、牛脂ニ就テ

牛脂ハ硬固ナル脂肪ニシテ淡黄色若クハ白色ヲ有シ新鮮ナレハ無臭無味ナリ分子粗ニシテ乾性ナク又粘力少シ鞣酸革ノ保護ニ最モ適當ナリ

三、羊脂ニ就テ

羊脂ハ純白色ニシテ硬固脆弱ナリ

四、馬油ニ就テ

通常ノ馬油ハ暗褐色ヲ帶ヒ濃稠ノ液ニシテ靜置スルトキハ脂肪分ト油分トニ分離ス夏季流動シ冬季白色ニ凝固スルモノヲ良品トス

馬油ハ鞣酸革ヲ柔軟ナラシムル點ニ於テ諸油中第一ニ位シ其價亦甚タ廉ナルニヨリ靴具類ノ保存ニ最モ適當ナリ

五、「タロー」ニ就テ

「タロー」ハ牛羊ノ脂肪ニシテ白色或ハ淡黄色ヲ呈ス「タロー」ト鯨油トノ混合物ハ革具保存用トシテ良好ナリ

### 第二百五十三問題 革具貯藏ノ場所ニ就テノ説明

革具ヲ格納スル倉庫ハ空氣ノ流通善良ニシテ濕氣ナキヲ要ス濕氣ハ革ニ蘚苔ヲ生セシメ從テ腐敗ノ原因ヲナスヘシ故ニ可成乾燥セル倉庫ヲ撰ミ脂肪ノ供給ヲ怠ルヘカラス革質ニ適當ナル脂肪ハ乾燥ニ依リ揮發スルモノニアラス

### 第二百五十四問題 革具貯藏ノ方法ニ就キテノ説明

革具ヲ貯藏セントスルニハ

- 一、種類毎ニ區別シテ格納スルコト
- 二、屋壁ニ觸接セシメサルコト
- 三、務メテ相密接セサラシムルコト
- 四、大氣ヲシテ周邊ヲ自在ニ流通セシムルコト
- 五、簞、籠、釧等ハ之レヲ解キ置クコト



六、長キ革具ハ成ルヘク展伸セル儘懸吊スルコトヲ勉メサルヘカラス

### 第二百五十五問題 革具ノ手入ニ關シ一般ニ亘リ注意

スヘキ事項ニ就キテノ説明  
左ノ如シ

#### 一、革具ハ凡テ

1. 適度ナル脂油ノ供給ニヨリ其ノ損廢ヲ防止シ
2. 塵埃等ノ除去ニヨリテ其ノ命數ヲ増加シ得ルヲ以テ

1. 其ノ品質ノ新古ニ依ラス
2. 其ノ使用ノ有無ニ關セス常ニ注意シテ

1. 含油ノ景況ヲ檢シ
2. 革質ト其ノ用途ヲ顧慮シ

以テ適當ナル給油ヲナシ表皮ノ龜裂及擰損ヲ豫防スルコト

二、革具ハ凡テ常ニ靱軟平滑ナル如ク保存スルヲ必要トス然ルト

キハ之レヲ屈折スルモ龜裂ヲ呈スルコトナク又其壓迫ヲ緩ムルトキハ直チニ原形ニ復スコトヲ得ルヲ以テ注意スルコト

三、革具ハ其ノ用途及種類ニ從ヒ塗油ノ度ヲ異ニスルモノニシテ其ノ區分概ネ左ノ如シ

1. 褐色堅牛革ヨリ成ル

(イ) 彈藥盒前盒ノ蓋革

(ロ) 各盒ノ裏革並隔板

ハ塗油ヲ少量ニシテ變形ヲ生セサラシムルコト

2. 褐色多脂牛革ヨリ成ル

(イ) 彈藥盒ノ表革 (ロ) 負革 (ハ) 附屬革

等ハ稍多量ニ塗油スルヲ要ス然レトモ過度ナルトキハ革質著シク柔軟トナリ伸長スルノ害アリトス又前盒及後盒ノ表革ハ褐色多脂牛革ナルモ塗油多量ニ失スルトキハ裏革ナル褐色堅牛革之ヲ吸收シテ柔軟トナリ變形ヲ來スニ至ルコトアルヲ以



テ注意スルコト

四、革具ハ凡テ脂油ヲ施スニ當リテハ主トシテ革ノ表面ヨリスヘシ又多量ノ脂油ヲ一時ニ施サスシテ少量ヲ屢々給油スルヲ良トスルコト

五、給油シタルトキハ其ノ拭込ニ注意シ贅油ヲ殘存セシメサルヲ要ス殊ニ其縫糸部ニ於ケル此等ノ缺點ハ糸質ノ變敗ヲ來シ破綻ヲ惹起スルニ至ルヲ以テ注意スルコト

六、濕潤ノ候ニ於テハ塗油ノ度數ヲ減少シ屢々拭淨ヲ行ヒ發黴ヲ豫防スルコト

### 第二百五十六問題 革具ノ日常ニ於ケル手入ノ方法ニ就キテノ説明

左ノ如シ

一、刷毛或ハ乾布ヲ以テ塵埃ヲ掃除シタル後僅ニ含油セル布片ヲ以テ數回之レヲ摩擦スルコト

但シ炎天或ハ強風ノ際ニ使用シタルトキハ稍々多量ニ給油スルヲ必要トスルコト

二、汚垢又ハ泥土ノ附着シタルモノハ含水布片ヲ固ク絞リタルモノニテ拭ヒ去リタル後含油布片ヲ以テ稍々多量ニ塗油シ輕ク拭ヒ取ルコト

三、雨雪等ノ爲メ濕潤シタルトキハ乾布ニテ拭淨シタル後空氣ノ流通良キ場所ニ於テ陰乾シ其ノ全ク乾キ終ラサルニ先チ脂油ヲ塗抹シ其吸收シタルヲ待テ輕ク拭フヘシ決シテ火氣ニ近ツケ又ハ日光ニ乾カスヲ禁スルコト

### 第二百五十七問題 革具ノ精密手入ノ方法ニ就キテノ説明

其ノ方法左ノ如シ

一、汚損及硬化ノ程度比較的小ナルモノハ水或ハ石鹼水ヲ浸シタル布片ニテ拭ヒ革質内ニ少シク濕氣ヲ帶ハシメタル後含油布片



ヲ以テ革ノ表裏ヨリ稍多量ニ塗油スルコト

二、硬化多キモノハ

1. 金具等ヲ解脱スルコト
  2. 之レヲ水中ニ浸スコト
  3. 其ノ纖維組織中ノ凝固膠質ヲ溶解セシムルコト
  4. 所望ノ柔軟程度ニ至ルヲ待テ布片ヲ以テ叮嚀ニ汚物ヲ拭淨スルコト
  5. 後水中ヨリ撮ミ出シテ蔭乾シニスルコト
  6. 其ノ半乾ノ程度ニ於テ表皮及真皮ノ兩面ヨリ脂油ヲ塗抹スルコト
  7. 更ニ蔭乾ヲ加ヘ全ク脂油ノ水分ト交代シテ滲入スルヲ待チ乾布ヲ以テ脂油ノ殘渣等ヲ拭除スルコト
- 三、變形セシモノハ前項ノ蔭乾中所望ノ原形ニ復セシムル爲メ
1. 厚板上ニ於テ牽引シ
  2. 又ハ木型等ニテ壓迫シツ、矯正スルコト

四、前二項ノ手入法ハ褐色堅牛革タル彈藥盒ニハ適用セサルコト

五、黑色又ハ半透明ナル樹脂狀ノ分泌物ヲ生セルモノハ

1. テレメン油
2. 酒精
3. 揮發油
4. ペンジーヌ

等ノ類ヲ局部ニ附着シ之ヲ溶解シツ、拭除スルコト  
但シ此ノ種ノ附着液ハ革具ノ保存上良好ノモノニアラサルヲ以テ其ノ拭淨後ハ直チニ之ヲ拭ヒ去リ普通手入用脂油ヲ塗抹スルヲ要スルコト

第三十四章 被服其他物品ノ保存手入法ニ就

テ

第二百五十八問題 被服其ノ他各種ノ物品ノ保存並ニ